

1. 議事日程（第4日目）

（平成18年度安芸高田市決算審査特別委員会）

平成19年10月1日
午前10時00分 開議
於 第1委員会室

1、開 議

2、議 題

- (1) 認定第 1号 平成18年度安芸高田市一般会計決算の認定について
- (2) 認定第 2号 平成18年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について
- (3) 認定第 3号 平成18年度安芸高田市老人保健特別会計決算の認定について
- (4) 認定第 4号 平成18年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について
- (5) 認定第 5号 平成18年度安芸高田市介護サービス特別会計決算の認定について

3、散 会

2. 出席委員は次のとおりである。（19名）

委員	山 本 三 郎	委員	明 木 一 悦
委員	秋 田 雅 朝	委員	加 藤 英 伸
委員	川 角 一 郎	委員	塚 本 近
委員	赤 川 三 郎	委員	松 村 ユキミ
委員	熊 高 昌 三	委員	藤 井 昌 之
委員	青 原 敏 治	委員	金 行 哲 昭
委員	杉 原 洋	委員	入 本 和 男
委員	今 村 義 照	委員	玉 川 祐 光
委員	岡 田 正 信	委員	亀 岡 等
委員	渡 辺 義 則		

3. 欠席委員は次のとおりである。（なし）

4. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名（24名）

副 市 長	増 元 正 信	副 市 長	藤 川 幸 典
総務企画部長	新 川 文 雄	福祉対策推進部長	廣 政 克 行
社会福祉課長	重 本 邦 明	社会福祉課担当課長	是 常 知 昭
高齢者福祉課長兼地域包括支援センター長	沖 野 和 明	保健医療課長	武 岡 隆 文
社会福祉課主幹	中 元 寿 文	高齢者福祉課主幹	神 岡 眞 信
社会福祉課主査	小笠原 義 和	高齢者福祉課主査	中 谷 文 彦

保健医療課主査	田村政司	保健医療課主査	俵秀樹
保健医療課主査	久保ヒトミ	市民生活部長	平下和夫
税務課長	山本数博	税務課主査	中山好夫
税務課主査	野村政彦	会計管理者	立田昭男
美土里支所長	清水勝	高宮支所長	近藤一郎
甲田支所市民生活課長	花尾智恵夫	向原支所長	田口茂利

5. 職務のため出席した事務局の職氏名（4名）

議会事務局長	増本義宣	議会事務局次長	光下正則
議会事務局主査	児玉竹丸	主任	國岡浩祐

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開議

○山本委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は19名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の決算審査特別委員会を開議いたします。

本日の審査日程は、お手元に配付のとおり、認定第1号のうち市民生活部福祉対策推進部所管の部分について及び認定第2号から認定第5号までの4件の特別会計決算の認定についてでございます。

そこで、本日の機構改革により人事異動がありました。執行部よりご紹介いただきます。

なお、市長は公務のためきょうの委員会には出席できませんので、ご報告しておきます。

それでは、本日の出席の部長からごあいさつをいただきます。

新川総務企画部長。

○新川総務企画部長 本年10月1日付の組織機構改革に伴いまして、総務企画部長の辞令の交付を先ほど受けたわけでございます。先般来から財政運営なり財政計画、いろんな多角の大きな課題等、満積しておる状況でございます。一生懸命頑張らせていただきたいと思います。議員の皆さん方のご協力、ご指導、ご鞭撻、よろしくお願いいたします。

○山本委員長 続いて、平下市民生活部長。

○平下市民生活部長 おはようございます。先ほど市長から、10月1日の機構改革の一環として市民生活部長ということで拝命しました平下でございます。

市民部の方はいささか若いときに経験がございましたけども、30数年の中で経験したことの少ないのが福祉関係と教育委員会関係でして、その中の福祉関係が今のところ頭の中でまだ見えておりません。細かい法律を理解するには相当時間がかかると思いますが、私なりに物の考え方だけでもせめて進めていきたいと思っておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

○山本委員長 続いて、廣政福祉対策推進部長。

○廣政福祉対策推進部長 おはようございます。

本日、同様に市民生活部福祉対策推進部長兼福祉事務所長の辞令をいただきました。今後とも同様にご指導いただきますように、どうぞよろしくお願い致します。

○山本委員長 それでは、本日の審査は総括的には市民生活部所管となりますが、直接担当する福祉対策推進部で説明及び答弁をいただきますので、市民生活部長はここで退席いたします。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時04分 休憩

午前10時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○山本委員長 再開いたします。

それでは、認定第1号、平成18年度安芸高田市一般会計決算の認定についてのうち、福祉対策推進部所管の部分についてを議題といたします。所管部長から概要説明を求めます。廣政福祉対策推進部長。

○廣政福祉対策推進部長 それでは、18年度でございますので、旧名の福祉保健部におきます決算の概要を私の方から申し上げます。

福祉保健部につきましては、社会福祉課、高齢者福祉課、保健医療課の3課8係と地域包括支援センター及び10カ所の保育所で福祉保健行政を執行してまいったところであります。

3課のそれぞれの概要を申し上げまして、決算状況、また主要施策の説明につきましては各課長の方からご説明をいたします。よろしく願いいたします。

社会福祉課におきます主な事務事業でございますが、福祉事務所設置3年目に当たりまして、生活保護事務につきまして、査察指導員及びケースワーカー4名の体制で保護の相談、申請、被保護者の調査、相談、指導、指示等の巡回訪問を実施してまいりました。生活保護の動向につきましてはほぼ横ばいの200世帯前後の状況で推移しておりますが、高齢化率の上昇、雇用状況の変動によります生活困窮者の増加、困難事例等もあり、ケースワーカーの研修、職員体制を含めました適切な運営実施も今後の課題だろうと考えております。

また、住民の福祉の向上と地域福祉の推進のため日夜活動を行っていただいております民生委員児童委員協議会及び市社会福祉協議会との連携をいたしまして、その活動の支援をしてまいったところであります。

障害福祉につきましては、平成18年度から障害者自立支援法がスタートいたしまして、3障害を含めました新たな法改正、法制度の改正の事務事業の対応とあわせまして、障害者福祉施設と連携を保ちながら福祉サービスを実施してまいったところであります。

児童福祉につきましては、子育て支援の一環としまして低年齢児の保育、延長保育等の保育ニーズに対応いたしまして、3歳未満児の専用の保育所、みつや保育所の建設をしてまいったところであります。また、小学生の放課後対策としての、新規児童クラブの平成19年度開設に取り組んでまいったところであります。

続きまして、高齢者福祉課におきます事務事業でございますが、高齢者福祉につきましては、高齢者の生きがいつくりや就労の支援、敬老会助成事業を初めとしまして敬老事業を行う一方、援護が必要な高齢者とその家族に対しまして、在宅生活を支えるための地域生活支援事業を実施してまいりました。また、経済的に環境上の理由などによりまして自宅で生活することが困難な高齢者に対し、老人保護措置事業として養護老人ホームへの入所措置を行っております。平成18年度末現在におきましては、ひとり暮らし高齢者などの増加に伴いまして、養護老人ホーム

の高美園を初めとしました県内15施設に86名の高齢者を入所措置しております。

平成18年度の介護保険制度改正によります介護予防の取り組み、地域包括支援センターの設置につきましては、特別会計の方でご説明をさせていただきます。

続きまして、保健医療課におきます主な事務事業でございます。保健医療課におきましては、老人、乳幼児、重度障害者、ひとり親家庭等に対する医療費の公費助成事業を初めとして、老人保健、母子保健、歯科・精神保健分野における各種検診、相談事業、予防接種、健康づくり事業等、市民の健康、医療に係る事業を幅広く実施してまいりました。特に、医療制度改革におきます医療費の適正化対策の推進に当たりましては、生活習慣病に着目した中長期的な対策が中心となりまして、国、県におきましては5年を1期としました医療費適正化計画の策定が義務づけられ、各医療保険者におきましては、メタボリックシンドローム、内臓脂肪症候群でございますが、概念を導入した40歳から74歳までの被保険者等を対象とする特定検診、特定保健指導が義務づけられたところであります。

本市におきましても、少子高齢化の急速な進展や糖尿病や脳卒中、心臓病などといった生活習慣病が増加してる中で、市民一人一人が生活習慣を見直し、より一層の健康増進、発病を予防する第一予防に重点を置いた健康づくり対策の推進が急務とするところとなっておりますのでございます。このため平成18年度におきましては、市民の健康づくりの指針となります健康あきたかた21計画を市民参画のもとに策定いたしまして、今後はこの計画目標を達成するため、より具体的に推進してまいりたいと考えております。

また、地域医療の中核を担います厚生連吉田総合病院の休日・夜間救急診療所運営事業の運営や第2次救急医療運営事業につきましては、安佐市民病院や関係機関と連携し、救急患者の医療体制の確保に努めてまいります。

以上、概略を申し上げまして、歳入歳出決算につきましてそれぞれ担当課長の方からご説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

○山本委員長

続いて、関係課長から順次要点の説明を求めます。

重本社会福祉課長。

○重本社会福祉課長

それでは、社会福祉課に関係するものにつきましてのご説明をいたします。

まず、社会福祉課で決算いたしました歳入の合計額は12億2,418万4,782円でございます。決算書によりまして説明をいたします。19、20ページをお願いします。

12款分担金及び負担金の2項の負担金、1目の民生費負担金、1節の社会福祉費負担金の調定額は4,974万5,846円のうちに、社会福祉課の関係分といたしまして652万6,600円がございます。不納欠損が64万1,000

円ございますが、これは現在生活困窮によりまして生活保護となられたりしましたものとあわせまして、本年3月に時効となったものを不納欠損処分いたしましたものでございます。収入未済額の675万6,830円のうち、社会福祉課の関係分が569万3,000円でございます。これは障害者保護措置費負担金で、合併前の平成8年度から平成14年度までの旧町分及び広域連合での事務事業をいたしていたときの、支援費制度以前の施設入所の保護措置費の時代の対象者3名分でございます。

21、22ページをお願いします。備考欄の一番上に19万2,600円の収入は先ほどの障害者保護措置費負担金でございます。次に、2節の児童福祉費負担金、調定額2億5,370万4,490円、収入済額2億3,767万5,300円、収入未済額で主なものが保育所14カ所の保育料の現年度分が65件、過年度分が100件、合わせて1,602万9,190円でございます。収入内訳は備考欄にそれぞれ記載させていただいております。

続きまして、27、28ページをお願いします。14款の国庫支出金の1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節の社会福祉費負担金のうち、社会福祉課の関係分といたしまして、備考欄、自立支援訓練等給付費負担金がございます。これは自立支援法による施設訓練等給付費及び居宅介護サービス、デイサービス、ショートステイ等に要します国費の2分の1の補助金でございます。

次に、2節の児童福祉費負担金、収入済額1億9,545万5,051円の内訳といたしましては、児童保護措置費負担金、これは私立保育所の運営に係る国庫負担金及び広域入所保育所運営に係る国庫負担金2分の1の国庫の負担金でございます。次の被用者小学校修了前特例給付費負担金から4行を含んで特例給付費負担金までは、児童手当の支給に要する手当の種類別によります、平均いたしまして約3分の1の国庫負担金でございます。次の児童扶養手当費負担金は、これは母子家庭の児童扶養手当に要する3分の1の国庫負担金でございます。次の母子生活支援施設措置費負担金は、DV等母子保護世帯の入所委託に要する2分の1の国庫負担金でございます。次の特別児童扶養手当は、重度の在宅障害児に係る4分の3の特別児童扶養手当の負担金でございます。

次の3節生活保護費負担金3億4,644万6,000円は、生活保護扶助費に係る4分の3の国庫負担金でございます。

次に、29、30ページをお願いします。2項国庫補助金、2目の民生費国庫補助金、1節の社会福祉費補助金のうち、備考欄の中ほどですが、自立支援介護給付費補助金4,520万4,220円及び地域生活支援事業費等補助金669万7,000円、これは自立支援サービス事業及び障害者生活支援事業に係る4分の1の国庫補助金でございます。次に、自立支援法施行円滑化等事務事業補助金の150万円でございますが、これは自立支援法の施行に伴う事務費としての補助金でございます。

次の3節生活保護費補助金103万5,000円は、診療報酬明細書等の点検及びケースワーカーの研修等10分の10の生活保護適正実施推進事業の補

助金でございます。

続きまして、31、32ページをお願いします。3項委託金、2目の民生費委託金、2節の児童福祉費委託金5万323円、これは特別児童扶養手当事務費の委託金でございます。

次に、33、34ページをお願いします。1項県負担金、2目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金は、備考欄の3行目、民生委員推薦会運営費負担金3万800円、これは民生委員に係ります推薦会の補助金でございます。次に、県移譲事務交付金（民生費）で910万2,000円は、民生委員、児童委員の報償費の支払い事務及び身体障害者手帳の申請・交付・決定事務等の移譲事務交付金でございます。次に、自立支援訓練等給付費負担金6,163万6,111円は、自立支援法によります障害者補助事業に係る4分の1の県負担金でございます。

次の2節児童福祉費負担金ですが、内訳といたしましては、備考欄の児童保護措置費負担金3,277万167円、これは4カ所の私立保育所の運営に係る県負担金4分の1の補助でございます。次の被用者児童手当費負担金から非被用者小学校修了前特例給付費負担金までは、児童手当の支給に要する手当の種類別によります、平均で3分の1の県負担金でございます。次に、母子生活支援措置費負担金330万5,072円、これは支援施設の入所に係る4分の1の県負担金でございます。

3節生活保護費負担金992万8,036円、これは住所不定者に対する国庫補助残、4分の3が国庫補助で入りますが、その4分の1を県負担金として受け入れるものでございます。

続きまして、37、38ページをお願いします。備考欄の中ほどの障害者福祉費補助金954万9,000円、これの主なものとは知的障害者小規模授産施設に係ります4分の3の福祉費の補助金でございます。次の自立支援介護給付費補助金及び地域生活支援費等補助金は、自立支援サービス事業及び障害者生活支援事業に係ります4分の1の県の補助金でございます。

次の2節児童福祉費補助金のうち下から5行目、特別保育事業費等の県補助金、これは地域子育て支援事業費等の特別保育事業に係ります3分の2の補助金でございます。次の放課後児童対策事業補助金、これは放課後児童クラブの運営費に係ります3分の2の補助金でございます。次に、下段の次世代育成支援対策交付金、これは延長保育促進事業、ファミリーサポート事業、育児支援家庭訪問事業等に関する基準額によりますポイント制の交付金でございます。

続きまして、43、44ページをお願いします。2目の民生費委託金、1節社会福祉費委託金の援護業務交付金4万6,000円、これは遺族、戦傷病者等の援護事務に要する交付金でございます。1つ飛んで身体障害児（者）等実態調査事業委託金は、県からの委託調査事業の事務費でございます。

次の3目衛生費委託金、1節の保健衛生費委託金のうち原爆特別措置法施行事務委託金、これは原爆被爆者健康管理手当等の原爆事務に要し

ます事務委託金でございます。

次に、53、54ページをお願いいたします。20款の諸収入、5目の一番下ですが、障害者住宅整備資金貸付元利収入の収入済額312万5,336円は、障害者の居宅環境改善のために必要な住宅改修資金を貸し付けた貸付金の償還金でございます。

55、56ページをお願いいたします。収入未済額が344万6,572円、これは滞納繰越分で平成6年度の貸し付けの旧町時代の1名分でございます。

次に、57、58ページをお願いいたします。雑入のうち備考欄の5行目、社会福祉課関係雑入347万9,141円でございますが、主なものは生活保護費を受けた後に、年金の受給開始とか年給の遡及受給、いろいろな保険金の解約返戻金、雇用保険受給等によりまして後日収入認定額が変更となりまして、差し引き相当額を収入計算、再計算いたしました後、返還させて雑入として入れたものでございます。収入未済額が376万3,608円のうち、社会福祉課の今の関係、生活保護の関係で370万7,379円がございます。これは生活保護者から、保護費関係、先ほど理由を言いました保護費を返還させるのに一度に返還できませんので、月々の分割納付を含め24名分を翌年度に繰り越すものでございます。

以上で歳入についての説明を終わります。

続きまして、歳出でございますが、主要施策の方で説明をいたします。

まず、社会福祉課で決算いたしました歳出の総額でございますが、職員の人件費を除きまして20億2,050万9,004円ということでトータル的にはございます。

費目ごとに、55ページをお願いいたします。民生部門の、その55ページの1の社会福祉課の関係でございますが、まず(1)の社会福祉総務の関係では、アの方で民生委員・児童委員の活動補助事業といたしまして、協議会に対しまして平成18年度、表の下ですが123名分の360万円の補助金を交付しております。イの方で、社会福祉団体等の助成事業で(ア)で安芸高田市社会福祉協議会の方に対しまして平成18年度6,180万円、それから安芸高田地区保護司会へ36万9,000円。それから56ページをお願いいたします。安芸高田市遺族連合会へ69万7,000円、それから安芸高田市原爆被害者対策連絡協議会へ17万9,000円、それからウの方といたしまして、行旅病人及び死亡等の扶助事業、死亡人等はございませんが、行路の困窮者の関係へ法外援護といたしまして旅費関係で1人当たり1,000円、来られましたらということで18年度26名で2万6,000円を支出しております。

それから(2)の方で、身体障害者の福祉費の関係で57ページから表であらわしております。まず57ページの一番上ですが、身体障害者手帳の所持者数をあらわしております。1級から6級まででトータル的に18年度1,971名でございます。それからアの方の障害者福祉一般事業といたしまして、システムの関係の審査手数料、保守点検委託料をあらわしております。それからイの方で障害者居宅介護支援事業、これホームへ



ルプ等の居宅生活支援をいたしますが、支援事業といたしましての表をあらわしております。扶助費の関係でございます。17年度までは支援費制度、18年から自立支援給付という格好で、下の方に利用状況といたしましての合計なり扶助費の総額、4月から9月と10月から3月というようなあらわし方で、10月からの制度改正も含めましてあらわしております。

58ページをお願いします。イの方の児童居宅介護等支援事業といたしましての年間の利用実人員とか時間数、それから扶助費関係の額をあらわしております。それからウの方で、身体障害者援護事業で自立支援医療、更生医療給付事業ですが、18年度209万7,357円でございます。それからイの方で進行性筋萎縮症者療養給付費補助事業といたしまして、3人の811万9,800円でございます。それからウの方では更生訓練費の支給、給付関係をあらわしております。

それから59ページの方では、エで日常生活用具の給付事業を表に、品目ごと、件数、給付額を表にあらわしております。

それから60ページをお願いします。60ページは補装具の交付、修理関係でございます。身体障害者の方でございますが、これの品目の交付、修理ごとの件数、給付額をあらわしております。

それから61ページの上の方が身体障害児の方ですが、これも同じく表のようにしております。それからエの心身障害者就労促進事業でございますが、これも16年から18年までの箇所数、対象者・延べ人数の総補助額を表にいたしております。

それから62ページをお願いします。障害者福祉サービス事業でございますが、要約筆記の関係や手話奉仕員、声の広報事業関係の委託先なり委託料を表にいたしております。イの方では、重度身体障害者移動支援事業の関係で、委託先なり利用回数、利用時間、距離とか委託料を表のようにしております。それからウで障害者スポーツ開催事業といたしまして、ふれあい交流会の実行委員会の方への委託ということで委託料なりをあらわしております。（エ）で障害者施設通所交通費の助成事業といたしまして、18年度7施設の43人の助成金額をあらわしております。

それから63ページですが、カで身体障害者自動車改造費給付事業を件数と給付金額をあらわしております。それからキの方では、地域生活アシスタント事業といたしまして、登録の協力員さんの人数、給付金額を表のようにいたしております。それから大きなカの方で、身体障害者施設サービス支援事業といたしまして、施設訓練等支援事業ですが、17年度まで支援費、18年度から自立支援給付ですが、これも施設数、利用人員、扶助費の関係をあらわしております。

64ページをお願いします。その入所の申請状況を表にしております。それからキの障害者住宅生活支援事業といたしまして、障害者デイサービス支援事業の利用者数なり延べ利用回数、扶助費の額をあらわしております。イの方は、障害者短期入所、ショートの関係も同じような表に

いたしております。それからクで、身体障害者福祉協会の助成事業といたしまして、安芸高田市の身障協（身体障害者福祉協会）の補助金を89万1,000円支出いたしております。それからケで、障害者等通院費補助金の支給事業を65ページの上の方の表のように、受給者数、重複もありますが、それを含めたものの件数なりトータル金額、補助金のトータル金額をあらわしております。それからコの障害者住宅の整備資金貸付事業ですが、18年度は1件の420万円でございます。

成果及び今後の課題は、障害者自立支援法が平成18年度の施行によりまして、いろいろな障害福祉、居宅サービス事業等の3障害を統合いたしましてサービスの充実を図る一方、施設訓練事業については平成23年度に見直しということがございますので、経過措置の期間を設けて新体系に移行する計画でございます。いろいろ利用者の手続の関係、変更、不安が生じ、行政、いろいろなサービス事業者の方と行政の連携も必要だということでもとめさせていただいております。

次に、（3）が知的障害者の福祉費の関係でございます。まず、知的障害者の療育手帳の交付者数を表に、一番下、65ページの下に表にあらわしております。マルAからBまでの4種類ということで区分に分けておりますが、トータルで312名が手帳交付者数でございます。

66ページをお願いします。アの居宅介護支援事業ですが、知的障害者の居宅介護等の支援事業の年間の利用人員とか扶助費の関係を表のようにいたしております。それから1つ飛んでウの方の知的障害者施設サービス支援事業も、同じように施設数と利用人員、扶助費の額をあらわしております。

その入所申請状況を67ページの上の方にあらわしております。エが地域生活援助事業といたしまして、障害者グループホームの関係で平成18年度の関係の利用人員なり扶助費の額を表にいたしております。それからイの方が、知的障害者・障害児の短期入所、ショートの関係者を者と児に分けて扶助費の関係を表のようにいたしております。

68ページをお願いします。精神障害者居宅介護等の支援事業の関係ですが、これも同じように人員、扶助費の額をあらわしております。それからオが知的障害者小規模通所授産施設の支援事業、この関係ですが、授産施設の運営費の補助金、ふれあいの家たんぼぼの関係へ1,050万円の補助ということがございます。それからカの方では、団体補助で安芸高田市の障害者フライングディスク競技大会への助成で、22万2,238円でございます。その下には成果及び今後の課題を記述させていただいております。

次に、74ページをお願いします。74ページの中ほど、ウの原爆被爆者援護事業でございますが、被爆者援護法によります定期健康診断、毎年、年2回実施しております。イの方で被爆者援護法によります申請関係なり被爆者数、手当の支給者数を表のようにあらわしております。手当の支給がトータルで2,105人ということがございます。成果と課題ですが、

一番下段の方に、被爆者援護事務に関しましては平成19年度から被爆者健康診断に係る事務が県より移譲されるということで、健康相談・健康指導も含まれるため、相談事業の執行体制ということで保険医療課の関係とも連携をとりながらということも必要があるというふうに書かさせていただいております。

76ページをお願いします。76ページからが児童福祉費の関係でございます。実施内容でございますが、イの児童福祉総務の関係では、イのファミリーサポート事業を18年度の依頼会員、提供会員の人数を上げさせていただいております。それからウの家庭児童相談事業の関係で、相談員さんがいろいろな相談を受けていただいておりますが、その18年度の実績関係もどのような相談で、これは子どもの数といえますか、何回も同じ人がというのではなしに、子どもの数で55人の対応をしているということでございます。それからエの母子福祉事業関係につきましては、母子寡婦福祉連合会の方に補助金7万3,000円を補助いたしております。それから（イ）の方では母子生活支援施設の入所委託の関係でございますが、平成18年度末で5世帯の16人の委託支弁が1,315万6,732円でございます。

（2）からが保育所の関係でございます。保育所の管理運営事業といたしましては、園庭開放及び育児相談関係、それから（イ）で特別保育等の実施、その中には延長保育の関係、私立の保育所さんでの延長時間なり利用者数を上げさせていただいております。それからbの方では乳児保育の関係、乳児保育は2カ月からと6カ月からを受け入れるような状況になっております。cの方で障害児保育の関係で、障害児の保育の実施保育所が4園、それから対象児童者数が4人ということでございます。

78ページをお願いします。dの方で保育所建設事業でございますが、当初冒頭に部長の方からありましたように、みつや保育所の建設、新設を18年度は実施いたしました。延べ床面積なり定員なり、ゼロ歳から1歳、2歳を受け入れということでございます。総事業費は1億2,500万円でございます。それから（ウ）の方では、児童数の推移関係、乳幼児の児童数を各園ごとに定員と平成17年度、18年度なりの表をあらわしております。トータル的に、18年度の3月時点では902人の児童を保育したということでございます。

それから79ページの（エ）で事業費、これは工事請負費を除いたものの事業費関係、平成18年度の保育のトータルの事業費と財源内訳、それから児童1人当たりの年間の保育費を表にあらわしております。（3）が児童手当の給付事業の関係でございます。小学校6年生までの児童に支給ということで、1子、2子、3子で5,000円から1万円という月額の手当になっております。平成19年度からは3歳未満児は一律月額1万円に制度改正もございました。3歳未満児の児童といたしましての、それぞれの種類別、厚生年金とか国民年金の加入者関係、非被用者関係の

表、それから下の方には3歳以上の小学校修了前の児童、3歳以上から小学校6年までの児童数なり金額をあらわしております。

それから(4)が児童扶養手当の関係でございます。80ページに児童扶養手当の認定者数と給付費を、扶助費でございますが表にあらわしております。それからイの方では特別児童扶養手当の給付事業でございます。(ア)で障害児の福祉手当の関係の受給者数延べ人数、支給額をあらわしております。イの方では特別障害者手当の関係を同じような表にあらわしております。ウの方でも経過的な福祉手当ということで、これも扶助費関係をあらわしております。下の(エ)の特別児童扶養手当の状況で、受給者数は34名でございます。

それから81ページ、上の方は保健医療課の関係で、下の(6)児童福祉施設の関係でアの児童館運営事業の関係、各児童館が3館ありますが、その定員なり利用人員を掲げております。それからイの方では放課後児童クラブの運営事業の関係で、82ページの方に、7カ所の放課後児童クラブの同じように定員と利用児童数を掲げております。これは4月1日の入会者数でございます。児童福祉関係の成果なり今後の課題を記述させていただきます。

それから3の方で生活保護費、ここからが生活保護の関係でございます。生活保護の動向でございますが、当初部長が申しましたように200世帯ぐらいで推移しておりますが、平成18年度202世帯340人の10.3パーミルでございます。移動がどんどんありますので、平成19年度8月現在の公表数値でございますが、189世帯の320人ということで、横ばい状況なり若干の減少傾向にあるというふうな状況でございます。

83ページには、申請処理等の状況を上げさせていただきます。それから生活保護の総務関係におきましては、嘱託医におきまして医療扶助の決定審査等、月2回、年間24日行っております。嘱託医の報酬を上げさせていただきます。それと(2)の方で生活保護の扶助費の状況を各扶助ごとに、平成16年度から17年、18年とあらわしております。一番多いのが医療扶助の関係でございます。下の方には成果及び今後の課題を記述しております。

飛びまして92ページをお願いします。92ページの関係が精神保健事業で、これを保健医療課と一緒にやっているというものでございます。アの方で健康教育事業、家族教室なり精神障害者の次の方が社会復帰相談指導事業で、ソーシャルクラブの関係なりを参加人数なり事業費関係であらわしております。

それから右の93ページの精神保健福祉相談事業の関係で、定期相談の関係や訪問指導の関係の件数を、右の方で事業費関係を表であらわしております。エの方では、精神保健福祉連絡会議の実施回数なり事業費関係をあらわしております。

それからオの方では、精神障害者の保健福祉手帳及び自立支援医療費の申請、交付の窓口件数関係ですが、まず精神障害者の保健福祉手帳の

人数ですが、94ページの手帳所持者数を1級から3級までの表にあらわしております。平成18年度で186人でございます。それから（イ）で自立支援医療費（精神通院）の制度でございますが、18年度新規継続の申請件数をあらわしております。それからカの方で精神障害者の社会復帰施設等運営費の助成事業で、共同作業所の運営関係の補助関係で、貴船ハウス、NPO法人でございますが、これの利用人員なり補助金の交付額を表であらわしております。それからキの方で居宅支援事業の関係、ホームヘルプ、グループホーム等の関係ですが、精神障害者の居宅介護等の支援事業の関係を、利用状況の人員関係や扶助費の関係を表であらわしております。

95ページの上の方はグループホームの関係で清風会の関係ですが、利用人員なり補助金の額をあらわしております。それからその下の方に、成果なり今後の課題を記述しております。

以上、社会福祉課の関係の歳出につきまして、主要施策の成果に関する報告書による説明を終わります。

○山本委員長　　ここで休憩いたします。11時5分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時52分　休憩

午前11時05分　再開

~~~~~○~~~~~

○山本委員長　　それでは再開いたします。

続いて、順次要点の説明を求めます。

沖野高齢者福祉課長。

○沖野高齢者福祉課長　　それでは、高齢者福祉課に関する決算についてご説明をいたします。

歳入につきましては、決算書19ページ、20ページをお願いいたします。19ページ、20ページの分担金及び負担金でございますが、一番下に老人保護措置費負担金がございます。老人保護措置費負担金は、養護老人ホームの入所措置の本人あるいは扶養義務者の負担金でございます。18年度末現在86人の入所措置をしております。この負担金は所得に応じて額を決定をしております。調定額が4,275万5,153円、収入額が4,169万1,323円ということで、老人保護措置負担金に106万3,830円未収額を持っております。未収額につきましては、現年1人1カ月分と滞納繰越分の2人分、55カ月分です。なお、現年の未収分につきましては決算を越してしまいましたが、6月5日に収入をしております。

続きまして、次の21ページ、22ページをお願いいたします。備考欄の上から2番目、老人在宅福祉費負担金でございます。これは向原総合福祉センターの生活支援ハウスの入所者負担金などがございます。この生活支援ハウスの入所者負担金も所得に応じて額を決定をしております。平成18年度は延べ9人の利用がございました。続いて、このページが一番下でございます。使用料及び手数料、使用料、民生使用料、社会福祉施設使用料でございますが、このうちの備考欄にございます老人福祉施

設使用料がございます。これはふれあいプラザ等の各老人福祉施設の使用料でございます。

続きまして、ちょっと飛んでいただきますが、29ページ、30ページをお願いいたします。29ページ、30ページに、項の2番、国庫の補助金、目の1番、総務費国庫補助金に、備考欄で申しますとアスベスト施設改修事業費補助金がございます。これは高宮高齢者生産活動センターのアスベスト除去工事に対する国庫補助金でございます。

続きまして、飛んでいただきますが、35ページ、36ページをお願いいたします。35ページ、36ページの県支出金でございますが、そのうちの県補助金、目の2番、民生費県補助金、節の1番、社会福祉費補助金の中に、備考欄の一番上、老人クラブ助成事業費補助金がございます。これは老人クラブ活動助成事業に対します県からの補助金でございます。

続いて、次のページをお願いいたします。次のページ、備考欄、上から3番目でございますが、介護保険低所得者利用者負担軽減事業費補助金がございます。これは介護保険の利用者負担金の低所得者のために軽減している事業がございます。これに対する県からの補助金でございます。

続きまして、53ページ、54ページでございますが、目の4番に高齢者住宅整備資金貸付元利収入がございます。こちらの方は、高齢者と同居するために改築あるいは増改築される費用を貸し付けするその貸付金の償還金でございますが、節の1番の現年度分といたしまして、現年度分は5人分で調定額は217万2,684円、収入額141万927円、収入未済額76万1,757円でございます。収入未済が2人分の24カ月分でございます。なお、このうち1人12カ月分につきましては、年度は過ぎましたが7月4日に収入をしております。節の2番、滞納繰越分は1人分で、調定額60万9,598円、収入額はゼロ円でございます。今後とも徴収には引き続き努力をしてまいりたいと考えております。

続きまして、57ページ、58ページをお願いいたします。57ページ、58ページは雑入でございますが、雑入のうち備考欄、高齢者福祉課関係分としましては、上から3つ目、高齢者福祉課関係雑入4,734万1,922円がございます。これは養護老人ホーム高美園の養護老人ホーム運営費といたしまして県の町村会から受け入れたものがこれの中のほとんど、4,678万4,422円、これを養護老人ホーム高美園の運営委託料に充当をいたしております。そのほか各種手当等の返還金23万4,500円等がございます。

続いて、高齢者福祉課の歳出でございますが、歳出は主要施策の成果に関する説明書で説明させていただきたいと思っております。

主要施策の69ページをお願いいたします。主要施策69ページ、(4)老人福祉でございます。老人福祉費と申しますのは、高齢者の地域生活を支援する事業、あるいは生きがづくり、就労支援事業などの在宅福祉事業、そして養護老人ホームの入所措置であります老人保護措置事業、

介護保険の低所得者対策でございます介護保険事業、そして老人保健のレセプト点検などの老人保健医療費給付事業、老人保健特別会計の繰出金等がございますが、高齢者福祉課関係の老人福祉費を69ページからまとめしております。

まず、アの在宅福祉事業といたしましては、まず（ア）でございますが、低栄養の防止と安否確認を兼ねました配食サービス、これを平成18年度は延べ1万5,339食実施をしております。（イ）でございますが、寝具類の衛生管理ができない高齢者に対して行います寝具類乾燥消毒サービス、これにつきましては平成18年度、延べ225人の利用がございました。（ウ）家回りの手入れなどを行います軽度生活援助サービスでございますが、これは平成18年度、延べ18人に実施をいたしております。なお、このサービスの利用につきましては大変少ないので、制度は重点化しますが平成18年度をもってサービスの終了をさせていただきました。

一番下の（エ）でございますが、理容院や美容院に出向くことができない寝たきり等の高齢者を訪問して理美容をされる訪問理美容サービスにつきましては、次のページ、70ページでございます。平成18年度、延べ180人の利用があります。（オ）でございますが、火災警報器とか電磁調理器などを給付します日常生活用具給付事業には、平成18年度、延べ16件の利用がございました。（カ）でございますが、高齢者の一時的な住居を提供いたします生活支援ハウスの運営委託を社会福祉法人ちとせ会かがやきに委託をいたしまして、18年度、延べ9人の利用がございました。（キ）でございますが、寝たきりなどの高齢者の通院を支援します外出支援サービスには平成18年度、延べ1,716件の利用がございました。（ク）でございます。市社協に委託をしております心配ごと相談事業、弁護士相談事業にはそれぞれ60件、71件の相談が寄せられております。

71ページでございますが、（ケ）でございます。緊急通報体制等整備事業、これは消防署と救急指令室に直結する安心電話の貸与事業でございます。平成18年度は新規といたしまして28件の貸与を行っております。

（コ）でございますが、高齢者の就労支援といたしまして、安芸高田市シルバー人材センターへの運営助成を3,342万円行っております。

（サ）でございますが、生きがづくりといたしまして、安芸高田市老人クラブ連合会へ活動助成として1,100万円行っております。（シ）でございますが、敬老事業といたしまして、高齢者福祉大会を美土里町のまなびで開催をし、約300人の参加者をいただきました。

敬老事業の助成でございますが、72ページをごらんください。市内30カ所で開催をされました敬老会等に、75歳以上高齢者1人当たり1,500円を助成いたしました。そのほか18年度の新規事業といたしまして100歳到達者に3万円の敬老祝い金を、平成18年度は41名贈呈をいたしております。（ス）の高齢者住宅整備資金貸付事業は、貸し付け実績がございませんでした。イの老人保護措置事業でございますが、経済的な理由

や環境上の理由によりまして自宅で居住することが困難な高齢者を養護老人ホームに入所措置をしております。18年度末現在86名を養護老人ホーム高美園ほか県内の15の養護老人ホームに措置をさせていただいております。

73ページでございますが、ウの介護保険事業につきましては、介護保険利用者に対する利用者負担軽減対策でございます。所得による利用者負担の軽減措置は、介護保険特別会計の高額サービス費や特定入所者介護サービス費により行っておりますが、この一般会計では、介護保険制度発足時に障害者ホームヘルプサービスを利用されていた人のうち低所得者への利用者軽減を7名、そして社会福祉法人が独自に行われます独自減免に対します助成を83名に行っております。

成果と今後の課題に整理をしております。ちょうど成果と今後の課題の中ほどでございますが、今後とも生きがいくりと就労支援、介護予防を推進しまして、だれもが住みなれた地域で安心して生き生きと暮らし続けることができるよう、包括支援センターと連携することによって、介護予防に重点を置いた在宅福祉の充実に今後とも努めていく必要があるというふうに整理をしております。

続きまして、75ページをお願いします。75ページの(6)福祉センター運営事業でございます。福祉センター運営事業におきましては、実施事業の指定管理にございますように、吉田老人福祉センター、ふれあいセンターいきいきの里、向原総合福祉センターかがやき、高宮老人福祉センター福寿荘の指定管理を行って、各施設の管理を進めております。

(7)の社会福祉施設運営事業でございます。これは下の実施事業のところでございますように、各老人福祉施設の管理、そして養護老人ホームの高美園への措置の委託でございます。主なものといたしましては、吉田の老人憩いの家、あるいは向原の老人憩いの家、あるいは向原のふれあいプラザなどの管理の委託料、そして高宮高齢者生産活動センターの指定管理費、そして養護老人ホーム高美園の30人分の運営委託料、そして高宮高齢者生産活動センターの工事請負費に350万円余りのアスベスト除去関連工事を行っております。

以上で高齢者福祉課の概要説明を終わらせていただきます。

○山本委員長

続いて、武岡保健医療課長。

○武岡保健医療課長

それでは、保健医療課の所管に関するものにつきましてご説明を申し上げます。

まず、歳入の方からご説明を申し上げます。

決算書の23ページ、24ページをお願いします。使用料及び手数料のうち3目の衛生使用料でございます。1節の保健衛生使用料といたしまして1億2,805万6,764円、このうち備考欄にございますように診療所使用料が保健医療課の関係でございます。これにつきましては横田、北生、美土里歯科、川根、この4つの診療所の診療報酬でございます。合わせて1億640万9,364円となっております。



続きまして、25、26ページをお願いします。2目の衛生手数料、1節の保健衛生手数料でございます。214万1,850円のうち、備考欄にありますように診療所証明手数料31万5,000円、これにつきましては介護保険等の主治医意見書料でございます。それぞれ診療所の方で歳入をいたしております。

続きまして、27ページ、28ページをお願いいたします。14款の国庫支出金、1目の民生費国庫負担金、1節の社会福祉費負担金でございます。1億8,428万3,876円の収入済額のうち、備考欄にございますように国民健康保険基盤安定負担金1,278万929円が保健医療課の関係でございます。これにつきましては、国保の財政基盤の安定に資するための保険基盤安定制度に係る繰出金につきまして、国の方が2分の1負担をするものでございます。

続きまして、29ページ、30ページをお願いします。2目の衛生費国庫負担金、1節の保健衛生費負担金でございます。666万6,655円、これにつきましては、健康教育、健康相談あるいは健康手帳作成等に係る経費につきまして国の方が3分の1助成をいただいたものでございます。続きまして、2項の国庫補助金、2目の民生費国庫補助金、1節の社会福祉費補助金でございます。5,589万6,220円の収入済額のうち、備考欄にあります一番上に、老人保健医療費適正化事業費補助金249万5,000円でございます。これにつきましては、医療費適正化ということでのレセプト点検事業に係る事業につきまして、国の方で2分の1補助をいただくものでございます。

続きまして、飛びまして33ページ、34ページをお願いします。1項の県負担金、2目の民生費県負担金、1節の社会福祉費負担金でございます。1億6,872万1,520円の収入済額のうち、備考欄の国民健康保険基盤安定負担金9,795万2,609円が保健医療課の関係でございます。先ほど申し上げましたように、国保の安定基盤繰り出しに係る県の方の負担金でございます。続きまして、3目の衛生費県負担金、1節の保健衛生費負担金665万3,478円、これにつきましては先ほど国保の方でもございましたように、健康教育、健康相談等に係る経費のうちの県の補助金でございます。3分の1県が負担をするものでございます。

続きまして、35ページ、36ページをお願いします。2目の民生費県補助金、1節の社会福祉費補助金1億5,244万9,422円、このうち備考欄にあります上から2番目、療養援護事業費補助金399万5,000円、それと下から2番目、老人医療公費負担事業費補助金178万1,000円、これは老人医療に係ります県の方の補助金でございます。4分の3の補助率です。それと同施行事務費の補助金4万4,000円。

次のページ、37、38ページに移りまして、一番上の備考欄ですが、重度身体障害者医療公費負担事業費補助金、これが2分の1で7,475万1,000円でございます。同施行事務費補助金が2分の1で163万9,000円、それと1つ飛びまして、療養援護事業施行事務費の補助金が同じく2分

の1の1万5,000円でございます。次に、2節の児童福祉費補助金でございます。5,049万7,000円の収入済額でございますが、このうち右側の備考欄で一番上に乳幼児医療公費負担事業費補助金、これは補助率が2分の1でございますが、1,875万9,000円、同施行事務費も2分の1の113万5,000円。2つ飛びまして、ひとり親家庭等医療費公費負担事業費補助金が同じく2分の1で454万9,000円でございます。同施行事務費も同様で20万1,000円となっております。

続きまして、飛びまして47ページ、48ページをお願いします。18款の繰入金、1目の老人保健特別会計繰入金でございます。収入済額は3,493万5,730円でございます。これにつきましては老人保健特別会計に一般会計から繰り出しておりましたが、過年度分の精算によりまして繰り入れるものでございます。過年度の精算分でございます。

続きまして、57ページ、58ページをお願いします。これは雑入でございます。上から7番目に保健医療課関係の雑入ということで711万4,750円上げておりますが、これの主なものにつきましては総合検診の個人徴収金が主なるものでございます。

以上で歳入を終わらせていただきまして、続きまして、歳出に移らせていただきます。これにつきましては主要施策の成果に関する説明書により説明をさせていただきます。

まず最初に、73ページをお願いいたします。73ページの下段に、(5)社会福祉医療公費負担ということで、まず、アといたしましては老人医療費の助成事業ということでございます。68歳から70歳未満の住民税非課税世帯の方を対象に医療費の助成を行っておりましたが、これにつきましては平成16年10月から18年9月までの間に2年間で廃止するというので、18年10月1日の段階では受給者はゼロとなっております。

次のページをお願いします。したがって、18年度は前期分が323万6,133円の助成を行っておるということでございます。次に、イの重度心身障害者医療費給付事業でございます。身障手帳の1級から3級、または療育手帳のマルA、A、マルBの方を対象に、所得制限はございますが、助成を行っております。下に18年度、各年度の対象受給者数、金額等を載せておりますのでごらんいただきたいと思います。

続きまして、81ページをお願いします。(5)の児童福祉医療公費負担でございます。アといたしまして、ひとり親家庭等医療費給付事業でございます。母子家庭あるいは父子家庭も含むひとり親家庭の母子及び父子を対象に医療費の助成を行っております。各年度の受給者数、助成金額は表のとおりでございます。次に、イの乳幼児医療給付事業につきましては、ゼロ歳から義務教育就学前までの乳幼児を対象に助成を行っております。18年8月からは、単市制度ということで所得制限も撤廃をしたところでございます。各年度の受給者数、助成金額等については表のとおりでございます。

続きまして、飛びまして91ページをお願いいたします。保健衛生部門

に入っております。(1)の保健衛生総務関係でございます。アといたしまして、病院群輪番制病院運営事業でございます。これにつきましては、安佐、山県、安芸高田地区では唯一、安佐市民病院が病院群の輪番制病院として、入院の必要な重篤な患者を対応していただいております。これに対する利用患者数あるいは補助金については表に掲げておるとおりです。それと、イの休日・夜間救急診療所運営事業につきましては、厚生連吉田総合病院の休日・夜間救急診療所が、休日あるいは夜間帯についての救急患者の対応を行っておるところでございます。同運営事業に係る利用者数あるいは総事業費等については表に掲げておるところでございますが、表の18年度、歳入の部分ですが、6,126万763円、このうち市の方で2,700万円をこの事業の方に助成をいたしておるところでございます。

次に、95ページをお願いします。中ほどの(3)母子保健推進事業の関係でございます。アといたしましては健康教育事業、乳幼児の健康教室、イといたしましては健康管理事業、母子健康手帳の交付等をそれぞれ行っておるところでございます。

次に、96ページをお願いします。(イ)の妊婦・乳幼児健康診査ということで、a、集団健康診査、bの個別健康診査、それぞれ表に掲げておるとおり実施しているところでございます。cといたしましては訪問指導ということで、ハイリスクな妊婦や産婦、乳幼児等について、必要に応じて家庭訪問をさせていただいております。それとdの相談事業につきましては育児相談、bとして子育て相談等をそれぞれ実施しております。次にe、母子栄養食品強化事業といたしましては、生活保護世帯、市県民税非課税世帯、所得税非課税世帯に属する妊産婦あるいは乳幼児を対象に、栄養強化を目的とした牛乳等を配布しております。

次に、98ページをお願いします。(4)の老人保健事業でございます。アとしましては健康教育事業、(ア)健康教室、歯科保健大会、健康福祉まつり、それぞれ表に掲げているとおり、実施をしたところですが、次にイ、メタボリック症候群予防教室ですが、生活習慣病対策ということで、健康教室、プール健康教室、これは夜と昼の部に分けています。それと栄養教室、ウォーキング大会、講演会等それぞれ実施したところがございます。それと、ウとしまして、たかみや湯の森のウォーキングプール健康教室、これにつきましても表のとおり実施をしたところですが、次に、エの健康相談事業でございますが、表に掲げています。次に、オとしまして健康診査事業ですが、総合健診あるいはJ A吉田健康管理センターにおける一日ドック検診等を行っております。各検診の受診者数等につきましては表に掲げておるところです。次に、カの家庭訪問事業、健康診査の結果、治療が必要だという方についてはそれぞれ指導を行ったところですが、

次に、(5)の結核・感染症予防事業につきましては、アとしまして感染症予防事業については該当はなかったということでございます。そ

れとイの結核予防検診ですが、アとして胸部レントゲン検診、イとしましてBCG接種、それぞれ受診者数等につきまして掲げております。また、予防接種事業につきましては、予防接種法に基づきましてそれぞれ実施をしたところですが、実施に対する各年度の事業費、あるいは次の102ページにつきましては、それぞれの予防接種における接種状況を掲げておるところです。

以上で説明を終わらせていただきます。

○山本委員長 それでは、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

秋田委員。

○秋田委員 3点ほどお伺いします。

まず、主要施策の成果に関する説明書でお願いしたいと思いますが、56ページの行路困窮者の状況という表をここに出していただいておりますけれども、この中で1点、平成17年度にこの成果表をいただいた数字と今回の数字がちょっと違っておられますので、その確認をさせていただきたいと思っております。17年度が支給人数22名となっておりますけれども、昨年いただいたのは20名になっていて2万円という数字だったと思っております。その点と、このことに関して成果と課題で、行路困窮者の取り扱いについては同一人物と思われるものが各市を回ったり、あるいは年に数度訪れたりしている状況の中で制度の廃止を含めて今後検討をすべきであると掲げておられますので、ここらあたりのご説明を願いたいと思っております。

それから70ページの日常生活用具給付事業についてでございますが、この中で、まず火災報知機とか電磁調理器等を日常生活用具給付することによりということこの表を掲げられておられますけれども、17年度は利用者がゼロ人であったのが18年度は16名という形でここに上げられており、このとりわけ16名ふえたという理由をお伺いすると、ここらあたりの利用状況、今後はどのようになるのかということをお伺いします。

それから3点目として、その下のキの外出支援サービス事業についてでございますけれども、ここに17年度と18年度の対比の表が掲げてありますが、要するに17年度より、延べ利用者数は18年度は減っておりますけれども、事業費を見るとふえているということでございますので、ここらあたりの事業費の増加についてのご説明をいただきたいと思っております。以上です。

○山本委員長 ただいまの質疑に答弁を求めます。

重本社会福祉課長。

○重本社会福祉課長 まず1点目の行路困窮者の状況の関係ですが、17年の去年の数値との確認は今いたしておりますので、後ほど答えさせていただきます。

それと、ここに各支所を回っている同一人物というふうなものがありますが、これが昨年の場合、甲田支所に来られて、またさらに本庁の方へ来られるというところもございまして、年に何回か、夏前、夏、秋口に同一人物らしき者のような状況もございました。その対策としまして、

支所に、本庁でもありますが、どこに来られてもすぐファクスで、こういう服装でこういうリュックを負っており、こういう格好で、こういう状況の人が、何歳ぐらいであるといったことをファクスですぐ連絡するように、ダブって請求がないような措置もとらせていただくように今年度しております。

それと廃止関係、ここらも含めて、果たして1,000円渡すほうがよいのか、バスカードの1,000円券を渡すほうがよいのかの検討をしておるわけですが、向原の関係でありますとJRの関係もあるので、今後近隣の三次、庄原、広島市などいろんなところの状況を聞きながら、廃止するのがよいのかどうなのか、安芸高田に来られて次の広島までバスで行きますと960円ですが、1,000円渡して広島まで行ってもらって、今度は広島の方で福祉事務所を訪ねていただくような状況が多いですが、そこらの状況を踏まえながら、今後バスカードなり、JRの方、対応はどのようにするのかということもございしますが、廃止のところも含めながら今後検討していくところです。

17との相違についてはちょっと調査中でございますので後ほど答弁します。

○山本委員長 続いて答弁求めます。

沖野高齢者福祉課長。

○沖野高齢者福祉課長 それでは、2点目の日常生活用具の給付事業でございます。17年度ゼロ件が、18年度16件へ増加をしております。これは家庭へ火災警報器が火災予防条例によって義務づけられまして、こちらの制度を利用してつけられる件数が増加をしたことによるものです。消防署等の広報等が進んだりしまして、こちらの制度を利用される方がふえております。なお、19年度、今年度の執行状況ですが、大変今増加をしております、本年度半ばで100件近い申請件数が出ております。また、認知症高齢者のひとり暮らしの方も増加をいたしております、電磁調理器等も時々制度的に出ている状況でございます。今後ともこうした制度につきましては残していきたいと。今年度、実は所得制限を加えまして制度を少し改正をさせていただいておりますが、所得制限を加えながら制度を残して、在宅生活を支援する取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

3点目の外出支援サービスの17年度、18年度の比較でございますが、17年度は、外出支援サービスの中に生きがいデイサービス、つまりお元気な方の高齢者のデイサービスの送迎を外出支援サービスの中に加えておりました。この生きがいデイサービスの送迎部分を18年度は生きがいデイサービスの中に組み入れましたので、その利用者数が大きく減少をしております。それと辺地デマンドのタクシーが、制度がモデル事業が構築をされまして、その分野の移行した部分もございします。なお、事業費のアップにつきましては、外出支援サービスを市内全域に拡大をいたしまして、利用者の利用距離が延びられたことによりまして助成額がふ

えたりしたものがございます。以上です。

○山本委員長

ほかに質疑ありますか。

それでは、先ほどの質疑に対して答弁を求めます。

重本社会福祉課長。

○重本社会福祉課長

今回上げさせていただいておりますように、17年度22名、2万2,000円の方が正解で、昨年度報告させていただいた20名、2万円が間違いでした。過ぎていますが、改めておわび申し上げます。

○山本委員長

秋田委員、いいですか。

○秋田委員

いいです、はい。

○山本委員長

ほかに質疑はありませんか。

今村委員。

○今村委員

障害者の、端的に言えば65ページの成果表に、今度の障害者自立支援法によっていろんな形でのサービス機能が18年度落ちているということがございます。その反省を含めて、23年度までに計画期間を設けて新体系に移行するという事で今検討中ではございますが、そこにも総括がされておりますように、自立支援法の施行によって利用者の負担の改定であるとか、あるいは手続の変更であるとかということで、そのために事業者及び行政の連携が必要だと総括をされておりますが、今の知的障害者によるもの、あるいは居宅介護の支援についてもいろんな形で負担がふえ、あるいはその支援の機会が随分減っているという状況がございまして。そのことについて、今後どういうふうに行行政とすれば対応したらというふうにお考えなのか、その基本的な形のもの、もしあるならお考えをお聞きしたいと思います。

○山本委員長

よろしいですか。

○今村委員

はい、とりあえず。

○山本委員長

それでは答弁を求めます。

廣政福祉対策推進部長。

○廣政福祉対策推進部長

障害者対策につきましては、昨年度から障害者自立支援法、措置から支援という一つの考え方に変わってきたところをご承知のとおりです。その後、10月以降本格的な一つの支援施策になりまして、議員さん方初め、また多くの団体方の皆様のご要望等を国の方に持ち上がっていただきまして、その後12月、またこのたびの議会でも補正をお願いしておりますけれども、ある程度の時限的な中での支援の形が緩和をされてきております。

ご承知のように、このたびも国の方もちょうど厚生労働省が。予算要求を今されておりますけれども、この子育て支援関係、また障害者の自立支援関係、またそういった福祉施策につきましてある程度の要望の緩和措置を求められております。国の方もある程度のそういった形というものが見えてくるのももう少し時間が要るかと思っておりますけれども、現在のところ、国の施策等によりまして市の方もそれに伴って施行をしているところであります。このたび自立支援協議会の方も発足をさせていただきま

して、そこらあたりも今後のご協議もしていただくようなことになると  
思いますけども、当分予算につきましては国の一つの動向を見きわめて  
まいりたいと考えております。

○山本委員長 今村委員。

○今村委員 経緯はそういう形でこれから検討に入られるというふうに思いますが、その中で今後、市独自の施策的なものが検討されることが考えられるのかどうか、あるいはそういう意向があるのかどうか、そこら辺についてはいかがでしょうか。

○山本委員長 答弁求めます。

廣政福祉対策推進部長。

○廣政福祉対策推進部長 先ほど申しましたように、原則的には国、県の一つの補助金を頼りにした一つの扶助制度的な形で進めております。問題は、ご質問いただきましたように市単独の事業という形でありますけども、入所施設等にしても近隣の施設との入所等の格差というものがあ程度出ているところもあります。先ほど申しましたように、この本市におきましても自立支援協議会というもの、民間の当該者等も団体も入れて部会等も開いていただいて協議いただいております。財源等もありますので、今後どういった形の方がサービスができるか、それもあわせて検討してまいりたいと考えております。

○山本委員長 ほかに質疑ありませんか。

杉原委員。

○杉原委員 3点ほどお尋ねします。

成果表の方で、94ページの精神障害者社会復帰施設等の運営事業をやっておられます中で、16年20人、17年20人、18年度14人利用者がおりましたが、この成果はどのように出ているのかいうことを1点お聞きします。

それと、高齢者老人保護措置事業におきまして、15ホームで86名が入所されているというのをお聞きしましたが、待機者がどのようにおられるかお聞きします。

同時に、71ページの緊急通報体制等整備事業が行われておりますが、18年度は28人の新規利用者に設置をしておられますね。その下には、19年3月末設置者数が、578人とあります中で、高齢化が進む中でまだまだ希望者があるだろうと思うんですね。これは大体去年は28、その前が60、その前55とありますが、要望がないとされないわけですが、昨年度は要望が少なかったのかという思いがしておりますが、今後の対応をどのようにしていかれるのかお尋ねをします。

○山本委員長 以上ですか。

○今村委員 はい。

○山本委員長 答弁を求めます。

重本社会福祉課長。

○重本社会福祉課長 1点目の精神障害者の就労促進の社会復帰の施設関係でございますが、

NPOの貴船関係で社会復帰、社会参加というふうな新しいことではなしに、10人から14人にふえたといいますが、家の中で引きこもり、閉じこもりでおられた方が、ここの作業所へ来られて4名ほどふえたというところと、こういう施設があるから、同じように障害を持ちながらそこで一緒に作業をしていくということが成果と理解しております。

○山本委員長 続いて答弁求めます。  
沖野高齢者福祉課長。

○沖野高齢者福祉課長 2点目の老人保護措置費、養護老人ホームの待機者数のお問い合わせですが、先ほど主要施策の方で大変説明を落としておりました。72ページの表をごらんいただきたいと思います。72ページの表の一番下、入所の申請状況、18年3月末と書いてありますが、済みません、ミスプリントでございまして、19年3月末待機者数が28名でございます。しかし、この待機者28名の実態を見ますと、18年度の入所申込者数が18名ございましたが、そのうち11名が入っておられます。待機者数は7名ということで、養護老人ホームでございましてまだまだお元気なうちに申し込まれる例がたくさんございます。となりますと、順番が来られましても今回は入所を遠慮するからということもございまして、待機者数28名という数字になっておりますが、28名を順々に待つという実態ではございません。ここへございまして、16年度は2名の措置、17年度5名の措置、18年度11名の措置と、年度でやはり入所できる数がばらばらになっております。何人入所できるかは少しわからない状況はございますが、28を順番に待っておられるという状況でもございませぬので、お知りおきをいただきたいと思っております。

次に、緊急通報体制の整備事業、71ページに戻っていただきますと、18年度28名の新規の利用者数でございます。先ほど委員のご質問にございましたように、現在、大体年間60基をめぐり予算を編成をさせていただいております。平成18年度は申込者が少なく28人の新規設置となっております。

今後の方向ですが、ご指摘いただきますように、今から高齢者がどんどんふえる、また、ひとり暮らしあるいは高齢者だけの世帯がふえるという状況の中で、こうした緊急通報体制を確保するということは非常に重要な部分であるというふうにご考えております。緊急通報体制、現在は消防署の救急指令室へ直結をしておりますので、非常に便利のいい大変効果の高い仕組みであろうとは思っております。今後ともなるべく効果の高い仕組みを残すよう検討していきたいと思っております。以上です。

○山本委員長 いいですか。

それでは質疑中でございますが、ここで1時まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後0時01分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~○~~~~~



- 山本委員長 会議を再開いたします。  
質疑を受ける前に、重本社会福祉課長より、午前中の秋田委員の質疑に対しまして答弁不足があるということでございますので、この際答弁をしていただきます。  
重本社会福祉課長。
- 重本社会福祉課長 午前中の秋田委員さんの行路困窮者の状況の中で、平成17年度20名と22名の件ですが、説明不足でありましたので再度ご説明を申し上げます。  
平成17年度の決算書におきましては22名の2万2,000円、間違いありません。ただ、説明書におきましては20名、2万円と書いておりましたので、説明書の方への転記ミスということでございます。改めてご説明申し上げます。
- 山本委員長 それでは、続いて質疑を求めます。  
川角委員。
- 川角委員 それでは二、三ほどお聞きします。  
まず、成果の説明書につきまして、55ページでございますが、これは交付金のいろんな見直しの中で社会福祉協議会あたり的大幅な減があるわけございまして、その中で18年度は6,180万円で、その前が7,584万円というふうに1,400万の減を見ているわけです。その前から見れば約3,300万減ってきているわけですね。社会福祉に関するいろんな取り組みをされ、このように削減した中で、このことについては担当課としてはかなり踏み込んで、いろいろな施策については協議をしながらある程度進められておるといふふうに思いますが、そこで、これだけ減って大きな市民へ対するサービスや、あるいはそのようなものができなくなったとか、大きな原因があればひとつお聞かせをいただきたいと思っておりますし、また、シルバー人材センターにつきましても昨年から見れば350万ぐらいの減になっておるわけございまして、当然市の補助金が減りますと、その上乗せの県あるいは国ですか、そこらの補助金も減になるのではないかと思います、ここもそのことによって、合併はされたわけですが、利用者に対する利用料のアップとか、そこらがある程度出てきたのではないかと思います、そこらが把握されておれば、これの交付金の助成金の関係による影響というのが出たのか出ないのか、ひとつそこらが把握されておればお聞かせをいただきたいと思っております。  
それからもう1点は、83ページの方でありますように、ここに生活保護の扶助ということでありますが、その中で下から2番目の方へ葬祭扶助というのがあって、16年あるいは17年には112万2,000円と。ですが18年度においては62万というふうに、年度によって非常に大きな差が出ておりますが、その原因についてお聞かせをいただきたい。2点についてよろしく申し上げます。
- 山本委員長 答弁を求めます。  
重本社会福祉課長。
- 重本社会福祉課長 まず最初、1点目の社会福祉協議会の補助金の関係が6,180万、年々

減になっておるといことですが、市役所においても行政改革の面からいろいろな経費の節減をしております。他の補助団体もいろいろな状況の中で減額になっておるわけですが、社会福祉協議会の方とも事務局長、課長の3名で調整会議を二、三カ月に1回行っております。その中で社会福祉協議会自体の中も、行革といいますか見直し関係で、まず理事さんの数にしましても18名から15名、それから評議員さんも42名から31名というように、それと支所のあり方などいろんなことも検討され、またさらに職員も20名であったものを18年度19名で、できるところは少なくしていこうというふうな、支所におきましては正職員と臨時職員というところの取り扱いもあります中で、いろいろ人件費関係の削減もできないか協議をいただき予算折衝をする中でそういうふうなところの額でいきまして、18年度は6,180万の決算に至った状況です。

それから最後の生活保護、83ページの件ですが、葬祭扶助の平成16年、17年、18年の額の変動関係ですが、葬祭扶助につきましては、高齢者もかなりの生活保護を受けておられる方がある中で、亡くなられる方がたまたま17年が多かったという状況もあり、その中でこの数値につきましては最終的に結果を見てみないとわからないような状況で、葬祭扶助の推移につきまして、どうあるかということまではちょっとわからない状況もございます。たまたま17年が亡くなられた方が生活保護の受給者で多かったということです。以上でございます。

- 山本委員長
- 沖野高齢者福祉課長

続いて、沖野高齢者福祉課長。

71ページのシルバー人材センターの助成事業でございます。川角委員さんのご質問ですが、18年度は前年度と比べまして350万円余りの減額になっております。17年の4月1日に安芸高田市内のシルバー人材センターと高齢者能力活用協会が統合をされました。その関係で16年度、17年度、統合関係経費も含めまして助成をしております。実はシルバー人材センターは国の補助団体で、事務局の運営経費はその運営補助金の中で経費を賄うような仕組みとなっております。国の補助の条件に地元市町村が同額を支出するという条件がございます。安芸高田市としても最低国費の助成額以上の運営助成をしておる状況です。その中で18年度3,342万円ということです。

実は17年度に統合しました関係で、市内に甲田町シルバーと吉田町シルバー、2つのシルバー人材センターが国費の助成を受けておりましたが、それが統合されて一つにまとめられました。その関係で5年間をかけて国費の方が毎年20%ずつ、もうカットをされてきております。そういう状況がシルバー人材センターにはございます。その中で、市の方も350万という補助金の減額をさせていただいた経過がございます。

これと利用料のアップとの関係ですが、ご指摘をいただきましたのは、恐らくシルバーの方で会員さんの配分金を統合された経過がございます。このご質問かと思っております。今までは6町のシルバー、高齢者能力活用協会がございましたので、それぞれの作業料金を持っておられました。こ

れを統合されました。その統合の経過の中で料金を統一されて、高くなった地域もありましょうし安くなった地域もあると思います。これと補助金の関係が直接結びついておると所管部局では考えてはおりません。これは別の次元の問題であったと聞いております。

以上でよろしいですか。

○山本委員長

川角委員。

○川角委員

説明で大体わかりましたが、内部の合理化によって大体補ったということで、非常に結構なことであろうかと思うので、これが直接市民のサービスなり、あるいはシルバーの一つの働く方にしても、あるいは受ける方にしてもそれが余り影響してないということになれば、この削減によっても非常に有効な手だてだったのではないかと思ひまして理解するわけですが、最後の葬祭扶助の、金額は小さいですが、ちょっと多かったぐらいでは金額的には、ちょっと倍半分ということになっているので、何かそこには原因があるだろうと。ただ少し多かったので金額的に出てこないのではないかと思うので、そこをもう少し説明をお願いします。

○山本委員長

答弁を求めます。

暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後1時11分 休憩

午後1時12分 再開

~~~~~○~~~~~

○山本委員長

再開いたします。

川角委員さんの質疑に対しましてもう少し答弁は時間がかかるようでございますので、ほかの次の質疑を受けたいと思いますが、よろしいですか。

塚本委員。

○塚本委員

成果の方の95ページ、母子保健推進事業で、ここの事業を見ますと、17年度、18年度を比較するわけではありませんけれども、乳幼児の健康教室にしても98回ぐらいあったものが34回、それは乳幼児が減ったというのもある程度の原因かなと思いますが、その辺の経過。

そして次のページの集団健康診査の受診率の状況ですが、随分減ってきているわけですね。そこらは医療機関で直接受けておられるのかどうかはわかりませんが、ここらの受診率の低下の原因、そしてその次の母子健康手帳交付時に受診券を交付してということは、母子健康手帳を交付されたということはそれだけの乳幼児、新生児がおられるのだろうと思いますが、その数が、先ほどの乳幼児の健康診査の数と合わないところが随分あるんですね、そこらのところはどのようにしているのか説明をお願いします。受診率の低下と健康教室の乳幼児の回数が非常に減ったというところの方、先ほどの数の問題、その点をお願いします。

○山本委員長 答弁を求めます。  
武岡保健医療課長。

○武岡保健医療課長 まず、乳幼児健康教室の数の減少ということでございます。ご承知いただきますように、少子化という問題の中で子どもの数も減少傾向にございます。そういう中で乳幼児健康教室も実施をしておるわけですが、人数が少なくてもスタッフについてはやはり整えて対応していくということで、18年度からは実は2支所で1会場ということで取り扱いをさせていただいたということで、トータル的な回数は減ったわけです。

それと17年度におきましては、特に親子の健康教室とかいったものも取り組んでまいりましたので、そういった面では参加人員が17年度は多かったと。18年度におきましてはやはり歯の健康とかそういった分野に力点を置いて実施をしたという関係で、そういった面では延べ参加人員が少ないということでございます。今後そういった重点項目についてはやはり課題を持って今後も実施をしてまいりたいと考えております。

それと妊婦、乳幼児健康診査ということで、母子保健法の中で定期的な健診というのは実施の義務がございまして。特にここで見ていただきますように、乳幼児の健康診査、受診率が低下ということでございます。それと1歳6カ月健診、2歳児健診、3歳児健診については逆に受診率が伸びておるということですが、なかなか健診に、保護者の社会進出というふうなこともございまして、個別にご案内はさせていただきますが、やはり健診を受けていただけないというような状況も現実の問題としてあるわけで、今後におきましては健診率の向上に向けた取り組み、また啓発も含めて実施をしてまいりたいと思っております。

それと母子健康手帳につきましては毎年度、妊娠をされた段階で母子手帳を交付をしていくということでございますので、健診の対象人員とあながちイコールということにはならないと思っておりますので、その点をご理解をいただきたいと思っております。以上であります。

○山本委員長 塚本委員、よろしいですか。  
塚本委員。

○塚本委員 ただいま課長の方から受診率の向上には努めるということがありましたが、とりわけ乳児の健康診断については、こうしてゼロ歳から受けるような保育所というようなのもできていますし、そこらへ出向いてというのは直接はできないんですかね。親がそうして働くということで受診率が下がっているということであれば、そういう方法もあるのではないかと思います。その点についてはどうでしょうか。

○山本委員長 答弁を求めます。  
武岡保健医療課長。  
暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後1時19分 休憩

午後1時19分 再開



- 山本委員長 再開いたします。
武岡保健医療課長。
- 武岡保健医療課長 ただいまの乳幼児健診のゼロ歳児保育所での実施ということですが、基本的には体重測定とかそういった基本的な分野になってまいりますし、これまでも、今までここでは健康診査という場面では結果として受診率は下がっておりますが、各種の育児相談とかそういったところで保健師の方は実態をフォローしておると。乳児が出生をしましたら、100%保健師が家庭の方に訪問させていただいて実態を把握すると同時に、その後の成長の過程もフォローしていくといった体制を持っておりますので、あながち受診率の低下でそのことが実態としてフォローできていないということではございませんので、私のちょっと先ほどの説明に説明不足があったのかなということでございますので、よろしくをお願いします。
- 山本委員長 塚本委員、いいですか。
- 塚本委員 はい。
- 山本委員長 ほかに質疑はありませんか。
先ほど川角委員の質問に対しまして、重本課長の方から答弁をすることと
いうこととでございますので、重本課長。
- 重本社会福祉課長 先ほどの川角委員さんの葬祭扶助の関係でございますが、支給世帯数が平成16年が7世帯、17年が11世帯、18年が7世帯、葬祭扶助を支給しております。その額の関係で17年がちょっと世帯数が多かったという状況でございます。以上です。
- 山本委員長 ほかに質疑はありませんか。
岡田委員。
- 岡田委員 成果表の92ページ、ここから精神保健事業ということで、そこから93ページ、それから94ページにも関係しますね、95ページもですか。ここに書いてあるように、この表に基づいても、10月から制度が変わった関係で、この精神障害者、知的障害、身体障害者の方も一くりにされて、1割負担が要るとか、あるいは車いすを使うのにも受益者負担が要るとかいうことで、料金の設定が変わったということは私達も承知して
いますが、この94ページの一番下の表で、平成18年度4月から9月までの実績で10月以降は57ページのアに一括掲載したということですから、57ページを見なければいけないですよ。57ページを見ると、身体障害者支援事業というのが下の表、大きい表の中にありますよね。それで、
どういふように見ればよいのか、もう一つそこを説明してみてください。
- 山本委員長 答弁を求めます。
重本社会福祉課長。
- 重本社会福祉課長 94ページの精神障害者居宅介護等の支援事業のところの18年度4月から9月までは、旧法の国保の方で整理させていただいております。46万1,520円ということ、それからその後10月の自立支援法施行ということになりまして3障害が一緒ということ、57ページの方に一括計上い

うことで、10月から3月のところに精神障害者も含んだ中での数値を記述させていただいております。扶助費の方でトータルが4月から9月と10月から3月を足して1,600万円以上になろうと思いますが、そこの方に含まれているということでございます。

○山本委員長 岡田委員。

○岡田委員 だから、そこらまでは理解できます。一緒にしているのを比べようにならんよね、一緒にしとるんじやから。そこらは後、教えてもらえればそれでいいんですが、一緒にしているから比べようにも比べられませんか、見るにしても、せっかく表をつくってあるがわかりません。成果とこれこれは、95ページですが、成果及び今後の課題ということで、この精神障害者の方々がふえてきているというのは94ページでわかるんですね。1級、2級、3級の上に精神障害者の福祉手帳取得者数がありますから、これ人数ふえてますからそういう障害者の方が残念ながらふえてきている実態というのはわかるんです。

その中で成果及び今後の課題に触れられたわけですが、障害者自立支援法により医療費やサービス利用料支給決定手続などが変わり、本人、家族への十分な説明とケアマネジメントが必要になると思われる。まだこういう状態ということは、必要になると思われるというような表現ですから、徹底してないと受けとめてよろしゅうございますか。

○山本委員長 ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

重本社会福祉課長。

○重本社会福祉課長 まず最初の、3障害が一緒になってなかなか区分が難しい、分けることもできないというふうな状況はございます。これちょっとまた係の方と、分けることができるかできないか、身体的、精神の中でいうのはちょっと研究させてもらいます。

それから成果と課題の中でこういうふうに書かせていただいておりますのは、従前、精神保健につきましては主体が県の方でやっていた実態もでございます。権限移譲といえますか、自立支援法の施行とあわせまして市の方でいうことで、今後18の決算をした自立支援法が始まった年度におきまして、こういう課題で18年度には整理させていただいたという状況で、今後ともどういうふうにケアマネジメントしていくのかというふうなところも含めまして、なかなか精神保健につきましては大変難しいような状況もございます。精神保健福祉手帳の所持者数といっても、まだまだ引きこもりなどの状況もあろうと思いますし、いろんなところの中で見えてこないようなところが実態でございますので、今後ともいろいろ精神保健、保健師さんも含めた中で、どういうふうにケアしていけばいいかというふうなケアをしていく中での研究調査も含めてやらせていただくようなところで記述させていただいております。

○山本委員長 岡田委員、いいですか。

岡田委員。

○岡田委員 私も耳を立てて聞いていましたが、問題は、最初部長が、いわゆる

資料説明というか全体の流れを言われたときに、去年この自立支援法ができた途端にややこしくなったと言っていた、その当時私も文教厚生常任委員におりましたからわかりますが、この制度が3つを一緒にして一つの枠の中でこの予算を、身体障害者というのはきちっとわかる、それから精神障害者というのはいろいろ難しい面があるというのが一くくりにされたから、それは各市町村においても困ってしましますが、特に安芸高田市は今のように権限移譲の問題も含めて、福祉の関係の仕事ということで、ただ、我々議員として、こういう成果表を見るときにも複雑きわまるんですよね。この53ページの方は統計上、数字上一緒にしとると。今度96ページでは半年ごと分けてやっている、その半年ごとが制度が違うので分けないといけないのもよくわかるんですよ。制度が違ってきたわけですから、10月1日から。その辺のことを、言うたら一緒に決算を審査するというのも大変複雑な心境であるんですよ、私も。要は、国がやったことなので仕方がないといえば仕方がないんですが、自治体も困るし審査する議会の方も困ることを承知の上で国が決めたんですよ、このことを。

これはまたおかしな話に飛躍してはいけませんが、厚生労働省の方も今この問題を、高齢者の部分も問題も含めてどうしようかというようなことが話題になっていますよ、テレビで。もともとこの知的障害、精神障害、身体障害、こういう部類を、まぜると言っただけでいけませんが一緒にするというのが、行政上、その障害者の自立を促す方に行かない制度をつくって自立支援法って名前をつけた。自治体としては、それではどうすればよいかということは、やはり財政の問題もあるかもわかりませんが、障害者に対する受益者負担というような言葉を使わないようにして、ほんまの障害者が自立できる支援策をするのが行政の仕事だと私は思っているんですよ。その点からね、この審査には直接その制度までは関係ありませんが、非常にわかりにくい数字を含めて、この福祉制度については、障害者のこの決算については複雑な心境でございます。ですから制度そのものも自治体からも、この議会からも見直すことをしないとイケないのではないかと。私自身はそう思っていますが、要は障害者のどういう方々もその方々の人権が大切にされるように希望しますという、決算の質問にはなりませんけども、重本課長の答弁からは、今から医療サービスや医療費の支給手続など、本人に十分な説明して対応していくということになると、人的にも職員のスタッフにしてももっと専門家を育成する必要があるのではないかとというように聞こえましたが、それについてはどうですか。

○山本委員長

答弁も求めます。

重本社会福祉課長。

○重本社会福祉課長

今後のことですが、いろいろ精神関係につきまして大変難しい面もある中で、精神だけではなしに、いかに障害者の相談支援事業ができるかというところが一番だろうと思います。今、精神関係とか清風会

とひとはのもやいの方へ委託している状況もありますが、今回高齢者の方でいいますと、地域包括支援センター、それで児童、子育てにつきましては子育て支援センターで、そこらを含めた中でいろいろな障害者の相談支援をいかにやっていくかということだろうと思います。精神障害の方につきましても、いかに家族の方からの声も聞きながらということで社会参加といえますか、そこらへ出て行っていただいているような声を聞かせてもらうというふうな、これは地域自立支援協議会の中で毎月部会を開いています、その中でもいろいろな声も出てきておりますし、今後心のケアといえますか、そこらを含めたものをいかに自治体が取り組んでいくかというふうな思いを持っております。以上です。

○山本委員長 ほか。

今村委員。

○今村委員 保育所の関係のことについて二、三点お伺いをします。

まず、78ページに新しく18年度でみつや保育所が誕生したということで、そのことによって私はほかの保育園に与える影響が結構出るような感を持っておりますが、そこら辺についてどういうふうにそのことがあらわれておるのか、それから各保育所別の児童数なんかは78ページに記載されておりますが、79ページの事業費の中で、これはトータルの形で出ております。それで、その運営及び各保育所によって随分格差があるのではないかと感じておりますが、そこら辺についてはどのようなデータがあるのか。できれば各保育所別の運営費を、後、資料として要求したいと思っておりますけれども、それが出ておりませんのでその資料が欲しいのと、次に、今の82ページにこれからの保育所のことについて総括をされております。そのことはこれから老朽化の激しい保育所施設あるいは施設環境の整備を含めて将来を見据えた長期計画の策定が必要ではないかということが述べられております。そのことを含めてこれからの保育所事業の運営及び事業のあり方まで含めた形での長期的な計画策定のお考えがあるのかどうか、そこら辺についての原課における考え方を伺いをしたいと思います。

○山本委員長 ただいまの今村委員からの各保育所の運営費の内訳の資料の提出の要求がありましたが、これを求めることに委員の皆さん、ご異議ありませんか。

塚本委員。

○塚本委員 決算書の88ページに各保育所の事業費については、ここへ出ていますよね、個別に。ですからこれ以上のものが要るのかどうか、その点を今村議員さんどのように思っておられるのか、今村議員さんがよ。

○山本委員長 今村委員さん、決算書で88ページのところで各保育所などの内訳が載っているということで、それでよろしいですか。

今村委員。

○今村委員 各保育所の運営費については、いろいろな形での見方があるかと思うんですよね。そうすると、できれば今後の各保育事業のあり方その

ものを見た場合に、詳細のできる限りの資料が欲しいというのが願望でございます。

○山本委員長 今村委員がおっしゃいました資料の提出について、皆さん、これを求めることにご異議ありませんか。

塚本委員。

○塚本委員 異議と言われると、また非常に……。決算という状況で計画性のところまでいくのかという話になると思うんですよね。ですからこれはまた文教厚生常任委員会の中でやらしてもらえばなと思います。

○山本委員長 ただいま塚本委員の方からの意見もありましたが、どうでしょうか、皆さん。

熊高委員。

○熊高委員 まず執行部の答弁をして、その答弁の内容によっても今村委員の質疑の内容にもかかわってくるわけでしょうから、まずはそこらを答弁されてから判断をとということでないといわねえと我々もしづらいと思うんですがね。いろんな角度からということで質問されているので、そのいろんな角度に対しての答弁をされて、それでさらに必要かどうかというようなこともあろうと思うんで、そこらの答弁をいただいてから私は判断をしたいと思うんですが。

○山本委員長 ただいま委員の皆さん、資料提供につきまして、一応執行部の答弁を求めてから再度皆さんと協議ということでございますので、それでは執行部の方に答弁を求めさせていただいてよろしいですか。

〔異議なし〕

それでは、答弁を求めます。

重本社会福祉課長。

○重本社会福祉課長 みつや保育所なりプレハブの解消といいますか、そこらのところといいますか、効果の関係でどういうふうな影響がということですが、ゼロ歳児、3歳未満児の保育の関係で17、18では余り変わってないですが、現在のみつや保育所の状況を述べさせていただきますと、みつや保育所、現在44名入っております。それでゼロ歳児がそれも20名、定員的には12名ぐらいと思っていましたが、20名入っております。そこらの中でみつや保育所に3歳未満児の方が重点的に、今、吉田保育所がどうなるのか、他の市内の保育所がどうなるのかというのを今後今からの状況を見ながらというふうなところだろうと思います。

それと各園ごとの運営状況といいますか、18年度におきます児童の数の流れとか先生方の人数の流れとかいうのは表で一応は出してはおりますが、今の運営費につきましては、先ほど塚本委員さんが言われましたように、各保育所の運営費としては出ては出てはありますが、一番大きいのが人件費、55名の保育士の3億7,400万余りありますが、そこらの人件費を担当部の方ではわかりませんが、それを果たして割り振って各園ごとに割り算をして、いろんな臨時保育士の問題もありますし、そこらを含めた派遣の関係に約2億弱ありますが、そこらを振り分けながら果たして

できるかどうかというところもございます。各園ごとに想像ができますのは、少ない園児数のところにつきましては単価が1人当たりかかっております、100万、200万というふうなかなりな数字に1人当たりではありますというふうに出てくると思います。多いところほど単価が低い、平均的には95万ぐらいな数字になりますが、年間の保育費が。そこらの中での人件費、派遣の保育士さんも含めた中での果たしてそこらがどうなのか、私達のところでは全体的な正規職員のいろんな給料、職員手当、共済費含めた中で把握できませんし、運営費を割り算してみるというふうな運営状況がどうなのか、数字的というのは答弁は私の方ではできかねます。

○山本委員長 廣政福祉対策推進部長。

○廣政福祉対策推進部長 保育所の今後の総合的な考え方というご質問をいただいておりますので。この件につきましては、先日も議員の方からも市長の方に一般質問等でいただいておりますし、市長もそのように幾らかご返答させていただいております。ここに掲げておりますのは、保育所も10園ございまして、昭和44年7月の建設の向原こぼと園というのが一番古い。その後、昭和55年建築から平成元年、50年といろいろございまして、建物全体が老朽化してきているところでありまして。これにつきましては、他の同僚の議員さん方のご質問いただきまして、10園を副市長と一応現況調査をいたしまして、ある程度どのような改修が必要なかという形で、どのくらいの事業費が要るだろうかと今、試算をしております。一遍にいきませんので何年かかけて緊急性の高いものから修繕をしてたちまちの対応はさせてもらいたいと考えているところであります。

考え方としましては、少子高齢化の中での出生児といえますと、大体横ばいケースでありまして、200人前後の新しい出生児があるということもございます。地域性によってはそれぞれ差がありますが、老朽化の一つの問題と、国の方もある程度の子育て支援、認定保育園といえますか、そういった制度が4つぐらい出ております。1つとしては、幼保連携型とか幼稚園型とか保育所型、また地方裁量型とか4つのいろいろな、大まかにしましてそういった考え方が厚生労働省の方も出ておりますし、それがすぐどうこうというわけにはいきませんが、将来的にはそういった形のいずれかを選択をしての本市に見合う支援が必要ではないかというような形でこの決算では課題として取り上げさせていただいてるところもございます。以上でございます。

○山本委員長 ただいまの説明で、資料提供につきまして、今村委員、どうでしょうか。了解いただけましたか。

○今村委員 なお必要だと思います。

○山本委員長 皆さん、ただいまの執行部の説明であります。今村委員の資料提出の要求がありましたが、いかがいたしましょうか。

〔異議なしの声あり〕

異議なしということでありますが、よろしいですか。

〔異議なし〕

異議なしということでございますので、資料提出を求めます。
暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後1時49分 休憩

午後1時50分 再開

~~~~~○~~~~~

○山本委員長 再開いたします。

ただいまの資料提出を早急にとということでなくして、今後のこの施策に対する資料としていただきたいということで、後日、もう少し時間をかけていただくということでよろしいでしょうか。

○今村委員 現実に資料が今出せんということだったら仕方ないと思うんですよ、本来ならば欲しいところなんですけど。それでそのことは、今のような課長が言われていたような分け方とかいうことについて整理されてないのならもう少し時間をかけてそういう資料を求めます。それでよろしゅうございます。

○山本委員長 今回の決算審査については、一応、後日資料をいただくということで、結構ですということですね。

○今村委員 出せないので、仕方がありません。

○山本委員長 それでは、執行部の皆さん、ただいま申しましたように、後日整理された資料の提出をお願いしておきます。

続いて質疑を受けます。質疑ありませんか。

松村委員。

○松村委員 主要施策のところ98ページ、健康福祉まつりですが、そこを見ますと、内容的には、昨年は高齢者福祉大会と併催で実施というふうには書かれておりますが、当日の180人という延べ人員と、それからさかのぼりまして説明をいただきました高齢者福祉大会、これは美土里町まなびで300人の参加であったと。この高齢者福祉大会と併催で行われたのにしてみれば、人数のところはどうだったのかなという思いをちょっと、もう過ぎ去ったことでありますが、お尋ねすることと、それから今年度は特に本市におきましても健康あきたかた21の策定ができて、いろんな生活習慣病を中心とする健康づくりということで市民の皆さんもそういう自覚も高まっておると思いますし、ぜひこの健康福祉まつりがことしは成功するように思うわけですが、年度当初の予算で見ますと138万5,000円が福祉まつりへ組まれていたように思います。それで先日、通知広報で回ったのを見ますと、10月6日に田園パラッツォで健康福祉まつりが行われるように通知広報を見たと思いますが、これが今年度19年度の健康福祉まつりがこの10月6日の田園パラッツォを会場とする大会につながるのか、そこのところを確認とあわせてお尋ねします。

○山本委員長 ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

暫時休憩いたします。

午後1時54分 休憩

午後1時54分 再開

○山本委員長 再開いたします。

答弁求めます。

武岡課長。

○武岡保健医療課長 98ページのご指摘の人数の関係でございます。ご承知いただきますように、いきいき健康福祉まつりということで高齢者の福祉大会と併催という形で実施をいたしております。午後が高齢者の福祉大会ということの位置づけをしております、ここで講演会ですね、これも含めたものでございます。午前中の部分が歯科保健であるとか、健康器具の展示であるとか、そういったもので午前中の部分のところですね、これが保健医療課の所管ということでございますので、数に講演会部分が控除されているというふうにご理解をいただきたいと思っております。

議員ご指摘のように、6日に高宮の田園パラッツォの方で19年度の事業計画を行っておるところでございます、これは毎年、各町持ち回りで実施をしておりますので、ぜひとも多数ご参加をいただきたいと思っております。

それと健康あきたかた21を18年度策定をいたしまして、19年度、今現在推進計画の方も策定中ですが、推進委員さんにもぜひともこういったいろんな健康福祉まつり等にもご参加いただくように、啓発をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。以上であります。

○山本委員長 質疑ありますか。

金行委員。

○金行委員 1点お聞きします。100ページです。18年は保健・医療の充実のために健康づくりの推進事業を重点課題としてやっておりますよね。ここにも成果及び今後の課題として医療費分析に基づきデータの分析をし、生活習慣病を予防云々と費用の削減に努めますということが書いてございますが、医療の分析を行ったのか、行いつつあるのか、継続中か、お聞きします。

○山本委員長 答弁を求めます。

武岡医療課長。

○武岡保健医療課長 ご指摘の医療費分析のことでございます。これにつきましては、昨年度、私ども国保連合会の方からモデル事業ということで実施をさせていただいたというところでございます。現在取りまとめをしていただいておりますということが実態ですが、先般の委員会等でも安芸高田市の疾病構造の実態等についてもご報告をさせていただいたというふうに思っております。特に生活習慣病の関連の疾病が50数%というような状況の中で医療費がそれに関連をして増加をしている傾向にあるということで、いましばらくこの最終的なまとめについては報告書ということで今現在取り

まとめでありますので、ご理解ください。

○山本委員長 金行委員。

○金行委員 非常にこれは大事なことでございますので、医療費の削減に努めていただくように要望して、終わります。

○山本委員長 まだほかに質疑がたくさんあるようでしたら休憩をしたいと思います
が、まだたくさんありますか。

[少しの声あり]

それでは、質疑ないようで……。ありますか。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

14時15分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後1時58分 休憩

午後2時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○山本委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑はありますか。

熊高委員。

○熊高委員 では、あらかじめ制約をされましたので、少しだけ簡単に5点ほど
お伺いします。

主要施策の56ページ、先ほど秋田議員がお尋ねされた行路困窮者の取り扱
いということで少し話を聞きましたが、私も気になっておりました。とい
うのは、制度の廃止も含めてということではおっしゃっていましたが、
表にも法外援護としてという言葉もあるように、基本的な法律に基づい
たそういった方に対する援護というのが本来あったと思えますが、現在
の状況においてそれを廃止するような状況というのは、一部には不正受
給をするというような人もおるといふような報告もありましたが、基本
的なところでこういったものがもう必要ない時代になってきたのか、あ
るいは制度のみを変えてやはり残しておく必要があるのか、基本的には
1,000円の支給ということも含めて、こういった基本的な考え方でこう
いった今後の課題という形でまとめられたのかということをお聞きしま
す。

それと次に、78ページのみつや保育所の建設工事、1億2,000万余りの
事業費で建設をしましたが、この実績については先ほども少し触れられ
ておりましたが、19年度になると思えますか、当初この計画については、
私は基本的にもう少ししっかりとした計画を立ててやるべきではないか
と、あるいは市内全域の状況にいろいろ影響があるのではないかとい
うふうな意見を申してきましたが、結果的には私も事業自体には賛成を
させていただいた経緯もありますが、そこで完成の見学に行ったときにも
少し気になったのは、駐車場が離れておったり、園児、子どもが遊ぶ広
場というのがなかなか狭いような環境であるといふようなことも考えた
んですね。例えば雨降りにあっても、多分小さい子どもを抱えて車から

おろして保育所に連れていくというふうな状況は非常に危険でもあるし、保護者にとって難しい環境にあるのかなというふうなことを現地を見たときにも思いましたけども、そういった苦情とか例えば事故とかそういった状況というのではないのか、完成はしましたものの非常に心配をしておりますので、その辺について19年度でこの施設を活用して実施された結果として、そういうことがあるのかなのか、確認をさせていただきたいと思います。

3点目は、81ページの乳幼児に対する単市の施策を新しく行っておりますが、金額あるいは数についてはごくわずかなものだと思いますが、この制度を行ったことによってどういった市民、特にこういった対象者の人に反響があったのか、あるいは評価をどのようにされておられるのか、そういったことを執行部としてどのようにとらえておられるのか、1点確認をさせていただきます。

4点目は、96ページの一番下の方に家庭の訪問指導というふうなことが書いてありますが、いろいろ成果があったと評価をされておりますが、具体的にこういったことが喜ばれましたよとか、あるいは指導した結果として非常に成果があったというふうな事例がありましたら、ぜひ教えていただきたいと思います。

最後、5点目ですが、95ページ、メタボリックの関係の表がございますが、かなりの参加者、延べ人数というような形に出ておりますが、19年度これをもとに引き続いて実施の事業をされており、我々も参加させていただいておりますが、実質的な延べ人数や、あるいは平均参加者数ではなくて実際何名の方がこれに参加をされたのか、その人数をお知らせいただきたいと思います。

以上5点についてお伺いします。

○山本委員長 ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

重本社会福祉課長。

○重本社会福祉課長 1点目の行路困窮者の関係の旅費の支給関係でございますが、午前中でも答えさせていただきましたように、決算を締めた段階では、同じ人が毎年来られるといった状況もございますので廃止も含めて検討ということも考えておりますし、現在もどうすればいいかということも検討課題と思っております。また午前中申しましたように、1,000円を持って交通費でなしに使うという場合も想定されますので、バスカードを検討してみようということもございましたし、それからこれは実施していない市町もございますので、そこらの状況ともいろんなことも聞かせていただきながら、安芸高田市だけがやめるということもまたどうかということもございますし、今後このことにつきましては、同じ答弁になるかと思いますが、いろいろな方面から果たしてどうあるべきか研究をさせていただきたいと思っております。

○山本委員長 続いて答弁を求めます。

是常担当課長。

○是常社会福祉課担当課長

2点目のみつや保育所の建設の件でございますが、吉田保育所、プレハブ保育をしながら3歳未満児の保育をやってきました。保育所においてのプレハブ保育というのも約10年間続いてまいりましたので、保育の限度ということ、環境の問題等がございまして、みつや保育所の建設を行ったわけでございます。この中で駐車場が遠いとか遊び場が狭いとかいった問題もございしますが、保護者用の一時送迎用の駐車場につきましては現在の吉田幼稚園の隣の敷地を整地しまして、そこを今、送り迎え用の駐車場にしております。位置的には余り遠くないような感じがしますが、ただ、送迎のときに混雑するといった場合も生じるかもわかりませんが、交通事故等に気をつけていただいて送り迎えをやっていただくように園の方には指導しております。また保護者会、あるいは保護者の集まり等がございしますが、そのときにもいろいろ注意点を説明しながら安心安全な保育所づくりにどこも努めてもらうような指導をしております。

みつや保育所の建設に当たりまして、市有地を確保するというよりも市有地の上に建った関係で敷地的には狭いところへ目いっぱい建物だということで、遊び場の十分な確保ができませんでした。隣にイルカクラブの放課後児童クラブがございしますが、そこに幼稚園の先生方の駐車場がございましたが、そこを撤去しましてイルカクラブの遊び場として、そしてみつや保育所寄りの方を敷地を譲るといいまいしょうか、フェンスを設けまして区切りまして若干の遊び場は確保しております。保育につきましては、大事なお子様あるいは孫に当たる方をたくさんお預かりしております。事故のないように努めてまいりたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願ひします。以上です。

○山本委員長

武岡課長。

○武岡保健医療課長

81ページの乳幼児医療費の給付事業の単市での所得制限を撤廃したということの取り組みの市民の評価ということになると思いますが、表の方にもお示ししておりますように単市での給付については16人が対象になったということで、実質それにかかわる医療費の助成は13万2,636円ということで額的には小さいと思っております。ただ、いろんな少子化の関係の中で私どもも積極的に少子化対策を進めていくということでの話は平素よりさせていただいておりますが、全県下的にもそういった方向に動いておりますし、先般の議会の方でも意見書の採択の中で、やはり市町によってそういった乳幼児医療等の格差ということはどうなのかということもございしますので、今後そういった少子化の制度拡充に向けて取り組むべきだろうと思っておりますし、ただ、具体的に市民の方から評価をしていただくというご意見等は伺っていないのが実情でございます。

それと96ページの訪問指導ということで、ハイリスク妊婦あるいは産婦、乳幼児等の世帯の訪問指導でございますが、基本的に里帰り分娩でない限り実質出産世帯については、新生児については訪問をさせていただいております。それと近年、産科の方でも妊婦教

室等が開催されておりますので、場合によってはそういった産科での妊婦教室等もご利用になっておるといふようなこともお伺いしております。いずれにしてもそういった乳児あるいは妊産婦の方のやはりきちんとしたフォローが実際的に必要だろうと思っておりますので、今後も鋭意続けてまいりたいと思っておりますが、特に訪問指導してという内容的な部分です。ね、これ私、実際行ってないのでわかりませんが、もし必要であれば担当の保健師が参っておりますので、訪問指導の際のそういったような状況等もお話をさせていただければと思っております。

それと98ページのメタボリック症候群の関係の各種教室等をしているわけですが、これの延べでなしに実質的な参加者ということですが、運動教室につきましては、やはりその日によって違いますが、15人から26人ぐらいがご参加をいただいておりますということでございます。それとプール健康教室につきましては、夜の部は17名でございます。それと昼の部については24名で、栄養教室等についても、これは日によって違いますが、10人から13人ということです。ウォーキング大会については実質参加者と延べはイコールでございます。講演会についても同様であります。以上であります。

○山本委員長 熊高委員。

○熊高委員 行路困窮者については、本当に秋田議員の答弁と全く一緒で、それだったら私も聞かなかったのですが。だから基本的に他市との関係もあるのではなくすることはできないかもしれないというふうなご意見では、今、財政改革をしていこうという状況の中、横並びだから仕方がないという意見、わずかな費用であってもそういった発想ではなかなか改革はできないなという気がしますが。だからそこまで言うつもりはありませんが、基本的なこの行路困窮者という現状を含めて必要なものなのかどうかという、そこらの視点で見ておるかどうかというところを聞きかけたわけですよ。ただ、必要のないものならなくせばいいし、実態としてこういうものがあるから必要ですよというご意見ならば、やはり制度改革をするなりして続けるということが必要ではないですかということ。で聞いたわけで、もう19年度も半ばを過ぎたわけですから、そういった意見が出るということ自体が一つ一つの政策に対して本当に真剣に取り組んでいるのかというような視点でお伺いするようになりますが、そこについて再度お伺いしたいと思います。

○山本委員長 いいですか。

○熊高委員 一つずつやってきましょう。

○山本委員長 それでは、ただいまの質疑に対しまして答弁求めます。

廣政福祉対策推進部長。

○廣政福祉対策推進部長 行路困窮者でございますが、先ほど課長の方も答弁しましたが、実際はそのサービスがその人に合ったサービスをされておるのか、一つの目的としては、隣町へ行くまでの交通費の支給というのが一つの大きな目的でございます。したがって、隣の県から広島市に移る場合にはあ

る程度そういった隣町、隣町をたどって移動されるということで、合併前には6町ございましたから当然54号線筋で行きますと、広島方面からいいますと広島から八千代、八千代から吉田、吉田から甲田町、甲田町から三次というような行路的な一つのルート、反対の場合にはそういった逆の方向であります。そういった場合に最低1,000円ほど交通費としてお渡しをするというのが大きな目的でございます。

先ほどから言いましたように、これが本当に重複をして、ある程度支所に行かれた場合には当然本庁にも寄られるわけですが、そこらはファクス等で早目に連絡をし合って、今度は市になりましたから市としては1,000円でいいということでありますので、当然そこらの目的に対して1,000円どまりのサービスをしていくということであります。ご質問のように行路としての本当に困窮者として困っておられる方には、そういった方も実際におられますので、そういった方にはサービスを違った方向で、現金をお渡しするのではなくてバスのカード等を渡し、目的に対するサービスをさせてもらうのが適当ではないかという一つの意見と、それぞれ県内にサービスを統一しておりませんので、本市にとって本当にサービスが必要かどうか、今後検討はさせていただきたいということであります。19年度半ばに来ておりますので、これからの新年度に対してある程度の方向性を出させていただきたいということであります。よろしく申し上げます。

○山本委員長 熊高委員。

○熊高委員 部長の方で答えていただきましたが、基本的なところをしっかりと押さえていただいて、こういったことを書かれるということはしっかりと検討するという意味で書かれていると思いますので、本来の姿で必要なものであるということであれば、やっぱり本来の姿になるような制度として確立をしていただくことを要望しておきます。

次に、みつや保育所、ある程度限られた条件の中でいろいろご苦勞をされて対策もしているというふうなことをお聞きしましたのである程度安心しましたが、交通安全に気をつけていただくということでなしに、交通安全が確保できるようにやはり条件整備をするというのが設置をした行政としての責任だろうと思いますので、そこらを含めて19年度の成果を含めてといいますか、既に途中までやっておりますので、そこらを十分把握をされた対応というのがしていただくように、これも要望しておきます。

それと乳幼児の件、これはいろいろ議論もさせていただいておりますので、これはご答弁いただきましたので、結構です。

96ページの具体的な内容については保健師さんの方でということもありましたので、できれば具体的にお聞きできれば、少し聞かせていただきたいと思います。

○山本委員長 98ページはいいですね。

それでは、答弁を求めます。

○久保保健医療課主査　　では失礼いたします。先ほども課長が……。

○山本委員長　　久保主査ですか。

○久保保健医療課主査　　はい、久保です。お願いいたします。先ほども課長が申しましたように、原則出産しましたら全戸訪問しております。その中でちょっと気になるなというケースにつきましては家庭訪問をしますが、やはり訪問してみますと育児不安のすごく持っておられる方が多くて、訪問することでお話を聞いたり、また状況によりましたら関係機関と連携をとってサービスの紹介等をしてます。そういったことで、やはり不安の軽減につながるというのが一番大きいのではないかと考えてます。以上です。

○山本委員長　　熊高委員。

○熊高委員　　私も初めて孫を持って1年半になりますが、非常に家庭の中で若い夫婦だけでは足りない部分をまた我々みたいなおじいちゃん、おばあちゃんが助けていくというのは非常に若い夫婦には助かると思いますが、そういう家庭環境だけじゃないというのも実態でありましようから、久保主査が言われるようにそういったアドバイスを、特に経験豊かで孫もおられるような保健師さんもいらっしゃいますでしょうから、そこらを本当に親身になってアドバイスしてあげれば非常に助かるかなという気がしますので、ここにも家族計画とかというのが書いてありますけども、多産の家は非常に川根の若者住宅あたりでも5人、6人という子どもがいらっしゃいますし、1人、2人というのが多いですが、具体的にこう書いてありますので、そこらについてもう少しどういった具体的な指導をされておるのか、お聞きします。

○山本委員長　　答弁を求めます。

久保主査。

○久保保健医療課主査　　家族計画につきましては、今、実際行っていますのは、結構課題が多いおうちに5人、6人というのがありまして、そこでやはり経済的な部分もあったりとか家庭環境等もありますので、その中で家族計画を、なかなか難しい部分ではありますが、具体的にお話をしていきます。それで受け入れられるかどうかというのはちょっと疑問ですが、でもやはりやっていかないといけない部分だと思っておりますので、具体的にお話を進めています。件数的にはそんなに多くはありません。

○山本委員長　　熊高委員。

○熊高委員　　しっかり幅を広げて取り組んでいただきたいと思えます。

最後の98ページのメタボリックの関係ですが、非常に比率としたら数が少ないんですね。18年度、今聞きますと、多くても20数名という取り組みの結果ですから。ことし取り組んであるのも結構やっぱり人数が少ないんですね。だから予算の割には、18年度の予算はそんなにかかってないですが、19年度あたりはかなりの予算も使いながら、試行的にということでありましようが、18年度の人が19年度につながってその人が行っているのかどうか、これについてはいかがでしょうか。

○山本委員長　　答弁を求めます。

武岡保健医療課長。

○武岡保健医療課長 委員ご指摘のように、今年度からは国保ヘルスアップ事業ということで、昨年の総合健診、一昨年の総合健診等で生活習慣病の該当者あるいは予備軍である方を健診データから抽出をして、そういった方が大体700人程度該当があったわけですが、ただ、これは年齢を75歳以上も含めての話ですが、基本的には来年度以降の健診あるいは保健指導というのはそういった健診データに基づいて抽出された方について保健指導をしていくというのが原則です。私どもは18年度までも、一つは、そういう生活習慣病対策ということでさまざまな取り組みをしてきたわけですが、今年度、試行的に実施しておりますヘルスアップ事業については、基本的には来年度以降の特定保健指導の該当する方を想定をして抽出をさせていただいて、その方にご通知を申し上げ、参加の意向を示された方について今回ヘルスアップ事業にご参加をいただいております。

今後においても、やはり保健指導につなげていくということは非常に大変な分野だろうと思っておりますけれども、今年度の場合128人の申し込みがございました。その後、何名かは入院をされたとかというようなこともございまして、実質的には120名弱ということですが、来年度以降については、今、私どもが特定健診等の実施計画を策定する中で、初年度においては大体200名程度の指導をしていくというのが数値目標で出てまいりますけれども、今年度に少し力を入れてその程度の指導はまずは最低クリアしていきたいと。そのための足がかりとして、これまで18年度まで行ったいろんな部分も当然来年度以降の特定健診指導の該当者に恐らくリンクをする部分が多分にあると思いますので、来年度以降も健診結果データに基づいてそういった保健指導を受けていただくような勧奨を強化してまいりたいと考えております。

○山本委員長 ほかに質疑ありませんか。

杉原委員。

○杉原委員 決算書の20ページ、収入未済額ですね、これが障害者施設入所料とか保育所保護者の負担金が増額していくのではないかと思います。こちらあたりの整理の仕方、指導あたりはどのようにしておられるのか。不納欠損も出ておりますね。いいことではないと思いますが、これは非常に気になるところなんですよね。保育料等においても児童手当等も出ておる中で、そういった支給あたりなんかも窓口ではどういうふうな形で整理しておられるのか、お尋ねをします。

○山本委員長 ただいまの質疑の答弁を求めます。

重本福祉課長。

○重本社会福祉課長 まず最初の障害者の保護措置費の貸付金でございますが、当初申させていただきましたように、合併前の平成8年度から14年度までの過年度分ということで、この中には障害者の方と老人保護措置費と両方あるわけですが、それで1名の方ですが、この方は3年間は払われて、その後、借りられた本人が亡くなられて、現在保証人の息子さんとの折衝は続け

ておるわけですが、なかなか合意に至っていない状況でございます。

保護措置費につきましては3名分の関係で、これは旧町時代のものと広域連合のときの関係ので3名分でございます、3名すべて入所関係で入っておられますが、いろいろ折衝しながら生活の苦しいということもございまして、不納欠損で当初申しましたように、時効となったものも含めて生活困窮ということで3月末に時効になったものの不納欠損を2名の一部につきましてさせていただきました。1名につきましては、今現在も月々の分納誓約も含めましての納付方をお願いしておるところです。

それから、保育料の関係ですが、保育料もいろいろ分析をしますと、実際の人数が70名おられます中で分納誓約により分割納付の方もかなりございまして、納期を過ぎての関係で督促、催告をしてようようおくれで納めてもらえる方なり、生活困窮の人もございます。それから委員さんおっしゃられるように、児童手当の関係を年に3回、4カ月分の支払い月があるわけですが、そのときに口座振り込みでなしに窓口払ということで、窓口に来ていただきまして保護者の同意をいただいて児童手当を領収していただいて、それを保育料に納付していただくように会計課の方で児童手当を受け取ってもらって、それを保育料に納めてもらうというように手続をしていただくといいますか、充当納付していただくというふうなところがございます。

この保育料の関係につきましては、新聞でもいろいろ載っているわけですが、保育をとめるということがなかなかできませんので、児童福祉法という関係もございまして、そこらの中で今いろいろ税務課と連携しながら所得調査、資産調査をして、どういふふうに滞納処分していけばいいのかというのにも研究しながら、悪質な場合、法的措置の実施もやらないといけないというふうな思いを持っております。以上でございます。

○山本委員長　ほかに質疑はありませんか。

明木委員。

○明木委員　1点お伺いします。

成果表の96ページも関係しますけど、17年の4月1日から施行された発達障害者支援法についての関連で、この法律の中では早期の発見が望まれておるわけですね。そういう中で、やはり3歳児健診とか就学前健診の中でこれが行われていく必要があり、また、それに対して地域とか家庭、学校とかの現場などにおいても非常にどういうものかというのが認知されてない状況もあると思うんですね。そのあたり18年の中でどのようにとり行われてきたのか、先ほど説明の中に全くありませんでしたので。特にこれは3年経過して見直しがかかるという法律で、ちょうど18年度は中間の年でもありますので、そのあたりについてお伺いします。

○山本委員長　答弁を求めます。

武岡保健医療課長。

- 武岡保健医療課長 発達障害者の関係でございますが、母子保健法等の関係の中でも1歳6カ月あるいは3歳児健診等の義務的に実施をする部分もございますが、その中に書かれてありますように心理相談員等も配置をさせていただいております。その中で保護者のいろいろな悩みであるとか、逆に保護者の方も発達障害児の一つの認識を、やはり受けとめ方が多少違う部分もございますが、担当の心理相談員、あるいは場合によっては医師等も関係機関の方へも連絡調整をしながらそういった部分の対応をしていく必要があると思っております。
- よろしいですか。以上です。
- 山本委員長 明木委員。
- 明木委員 対応していこうと思っておりますというのは、私、決算の中でちょっと聞かせていただいておりますので、18年度についてどういうことをされたのかということは何っておりますが。
- 山本委員長 武岡保健医療課長。
- 武岡保健医療課長 詳細につきましては、担当の保健師の方で答弁をさせていただきますので、よろしく申し上げます。
- 山本委員長 久保主査。
- 久保保健医療課主査 96ページの表の中で個別健康診査という欄の中に精密検査があると思っておりますが、上の乳幼児健康診査あるいは1歳半、3歳児の中で健診しまして、もう一度病院にかかれた方がいいなというケースにつきましては精密健康診査券を発行いたします。それを持っていただいて医療機関の方に受診していただくという形で今、対応しています。それが平成18年度11件あったということです。以上です。
- 山本委員長 明木委員。
- 明木委員 わかりました。これは先ほど言いましたように、地域にしろ親にしろ非常に認知度が低いんですよね。そのあたりの啓発運動を18年度でされているのかどうか。また、これについては、学校、教育部門との連携が必要だと思うんですよね。横の連携とかがやはり必要だと思うんですけど、そのあたり18年度どのように行われたのか、お伺いいたします。
- 山本委員長 答弁を求めます。
- 久保主査。
- 久保保健医療課主査 関係機関との連携につきましては、ケースによりまして保育園あるいは幼稚園、小学校、中学校と個々個別の処遇会議を開いて対応しています。ケースによりましては、保健医療課だけではなくて社会福祉課児童福祉係と連携をとりまして対応しています。
- 山本委員長 啓発については。
- 久保保健医療課主査 啓発につきましては、育児相談あるいは広報等でいろんな情報提供しながら普及啓発に努めております。以上です。
- 山本委員長 ほかに質疑ありませんか。
- 〔質疑なし〕
- 質疑がないようでございますので、これをもって質疑を終了いたします。

す。

ここで暫時休憩いたします。

3時5分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後2時53分 休憩

午後3時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○山本委員長 再開いたします。

続いて、認定第2号、平成18年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題といたします。

関係部長から概要説明を求めます。

廣政福祉対策推進部長。

○廣政福祉対策推進部長 国民健康保険特別会計の決算の概要についてご説明をいたします。

平成18年度収支決算は、歳入が36億9,471万2,000円、歳出が36億6,262万3,000円で、実質収支は3,208万9,000円の黒字となりました。前年度からの繰越金が1億4,630万4,000円を差し引いた単年度収支につきましては1億1,421万5,000円の赤字となっております。平成18年度末現在の加入世帯は7,923世帯、被保険者数は1万3,910人で、前年度と比べますといずれも横ばい状態であります。

一方、医療費の給付の状況につきましては、高額療養費を含め費用額32億2,849万2,000円に対しまして、保険者として24億7,127万8,000円の給付を行ったところであります。前年度に比べて費用額で7,673万7,000円、2.4%増、保険者負担分で8,179万2,000円、3.4%の増となりました。こうした医療費の増額につきましては、被保険者の高齢化、疾病構造の変化、医療技術の進歩等に起因しているものと考えております。本市といたしましては、今後とも医療費の適正化、保険税の収納率向上に努めまして健全な財政を維持するとともに、被保険者一人一人に保険の仕組みや重要さを知っていただき、これからも安心して必要な医療が受けられますよう努力してまいりたいと考えております。

詳細につきましては、担当課長の方からご説明いたします。よろしく申し上げます。

○山本委員長 武岡保健医療課長。

○武岡保健医療課長 それでは、歳入につきましては決算書の方で説明をさせていただきます。

決算書の151ページをお願いいたします。1款の国民健康保険税につきましては後ほど税務課長の方からご説明を申し上げまして、3款国庫支出金の方から説明させていただきます。

1目の事務費負担金につきましては、これは歳入はございません。2目の療養給付費等負担金につきましては、1節の現年度分で6億8,909万6,979円で、医療給付費分、老人保健の拠出金分、あとは介護納付金分それぞれこれの34%部分を国庫の方で歳入をいたしたところです。過年

度分につきましては、過年度分の精算といたしまして632万4,694円収入済額です。次の3目の高額医療費共同事業負担金につきましては、1,186万8,700円の収入済額でございます。これにつきましては、共同事業拠出金の4分の1に相当するものを歳入いたすものです。

続きまして、153ページ、154ページをお願いします。2項の国庫補助金、1目の財政調整交付金です。1節の普通調整交付金につきましては2億1,713万2,000円です。これにつきましては、医療給付費分、老人拠出分、介護納付分の9%を普通調整交付金で歳入しております。特別調整交付金につきましては1億2,538万9,000円、備考欄に掲げておりますように原爆医療費が多額である、また結核精神医療費が多額である等々によりまして、それぞれ歳入しております。それと2目につきましては該当ございません。

4款の県支出金、1目の高額医療費共同事業負担金でございますが、現年度分といたしまして1,186万8,700円で共同事業の拠出金の4分の1に相当するものを歳入いたすものです。次に、2項の県補助金、1目の財政調整交付金、1節の財政調整交付金につきましては1億3,033万9,000円収入済額です。これにつきましては、備考欄の医療給付費分ほか老人、介護納付分の7%を歳入するものです。

次に、5款の療養給付費等交付金、1目の療養給付費等交付金でございますが、現年度分といたしましては10億7,832万8,000円歳入しております。これにつきましては、退職被保険者分の医療給付費分です。あと次のページ、155、156ページに移りまして、老人拠出分といたしましては1億5,993万7,226円です。

続きまして、6款の連合会支出金については、ございません。

7款の共同事業交付金、1目の高額医療費共同事業交付金につきましては9,313万3,612円歳入しております。これはレセプト1件につき80万を超える部分について42%相当額を交付を受けるものです。それと2目の保険財政共同安定化事業交付金につきましては1億8,079万9,324円です。これはレセプト1件当たり30万円を超え、高額医療までの部分については国、県それぞれ2分の1を交付いただくことになっております。

それと次の8款の財産収入でございます。1目の利子及び配当金につきましては91万6,758円、これにつきましては財政調整基金の利子でございます。

次に、9款の繰入金、1目の一般会計繰入金、1節の保険基盤安定繰入金につきましては1億7,384万719円ということです。備考欄に繰り入れの内訳についてそれぞれ掲げてございます。2目の基金繰入金については該当ございません。

次に、157ページをお願いします。繰越金につきましては、1目の療養給付費交付金繰越金が312万4,419円で精算分の繰り越しです。その他繰越金につきましては1億4,317万9,949円です。

次に、11款の諸収入、1項につきましては後ほど税務課の方で説明を

させていただきます。2項の預金利子は該当はございません。3項の雑入と1節につきましては後ほど税務課の方より説明させていただきます。2節の一般被保険者第三者納付金につきましては83万3,394円でございます。いわゆる交通事故等の部分に係る第三者納付金です。3節については該当はございません。次に、4節の一般被保険者返納金につきましては281万8,888円ということで、資格の遡及喪失等によって既に給付したものについて返納いただいたということです。退職被保険者等返納金についても同様です。

以上で歳入の方を終わらせていただきまして、続いて、歳出につきましては主要施策の方で説明させていただきます。

187ページからお願いいたします。総括的なところで整理をいたしておりますが、これは冒頭部長の方で説明をさせていただいたわけですが、18年度につきましては収納率の向上あるいは医療費の適正化対策ということで取り組みの強化をさせていただいたということでございます。とりわけ保健医療課の方につきましては、人間ドックほか各種検診事業についての一部負担の助成あるいはレセプト点検の充実・強化に努めたところです。

1の被保険者の概要ということでございまして、各年度の加入者等について世帯、被保険者に整理しておりますが、横ばいというような状況です。安芸高田市の世帯の約6割の方が国保に加入いただいております。人口でいえば約4割というところです。

次の2の国民健康保険税については、後ほど税務課の方で説明をさせていただきます。188ページの中ほどの3、保険給付の状況というところでございます。これにつきましても毎年度費用額は上がってきておるといような状況です。大体18年度の決算で療養費を含めまして約30億円ばかりの費用がかかっているというところです。

(2)の高額療養費及びその他の保険給付の状況でございます。高額療養費につきましては約3,000件のうち約2億3,000万ばかりを給付しております。その他の保険給付ということでは、葬祭費356名、1件につき7万円ということで2,492万円給付をしております。出産育児一時金につきましては、10月から単価を30万から35万に引き上げたところですが、あわせて25件の給付を行ったところです。

次の(3)の受診率等の関係でございます。年間の被保険者数は若干増加の傾向にありますが、受診率もあわせて増加をしております。1,125.29ということで、これは被保険者100人が年間に受診をする回数です。1人当たり直せば11.25ということですから1人が大体年に11回ぐらい病院に行っておるとい勘定になります。1人当たりの費用額は18年度で35万6,825円です。それに対する保険者に対する負担も26万6,733円あります。それと療養の給付費につきましては、それぞれ3の(1)にあります療養の給付をそれぞれ入院、入院外等々に分けて再度計上させていただきます。

保健事業の関係につきましては、冒頭申し上げましたが、早期発見、早期治療という観点で検診事業についてその一部負担について助成をしたということであります。人間ドックについては812名、649万6,000円、それと総合健診については、基本健診部分について1,149名、ほかがん検診等についても表に掲げてあるとおりで、合わせて445万8,800円助成をしたところです。成果、課題につきましてはそこに掲げておりますが、いずれにしても収納率の向上対策あるいは引き続いて医療費の適正化対策に取り組んでいく必要があると認識をしております。特に平成20年度から各保険者に特定健診の実施については義務化が図られますので、これについての取り組みも強化をしていく必要があると認識をしております。

以上で説明を終わります。

○山本委員長

山本税務課長。

○山本税務課長

国保税の関係の説明をさせていただきます。決算書の151ページ、152ページと主要施策の成果に関する説明書の188ページをごらんをいただきたいと思っております。

税込についてですが、成果説明書の188ページ、ページ上段の(3)保険税の徴収状況の表があると思っておりますが、平成18年度分をごらんをいただきたいと思っております。このところはこの間修正させていただき張らせていただいていると思っておりますので、そこであります。現年度分の調定額が8億4,562万1,400円であります。収入済額は8億175万5,750円、不納欠損額が5万2,700円であります。件数で2件であります。収入未済額が4,433万5,750円、未還付が52万2,800円、収納率にして94.75%であります。滞納繰越分が調定額が1億2,841万1,779円、収入額が2,323万7,820円、不納欠損額が1,178万53円、479件であります。収入未済額が9,345万8,706円、未還付額が6万4,800円、収納率が18.05%になります。平成19年度への滞納繰越額が1億3,779万4,456円となりました。前年度と比較いたしまして818万3,777円の増額の繰り越しとなりました。

滞納者の状況であります。新規に滞納してきたというものは少なくありまして、ここ二、三年前より経済的な理由から支払えなくなっているものが多く見受けられます。それらは2年前から滞納し、昨年度もまた滞納してきたというような形で累積滞納者になりつつあります。その多くは失業や失職、不安的就労、特に不安定就労の方が多いですが、このような状況になっております。これらの方についての納税折衝であります。分納誓約により少しでも納付を促しまして、短期保険証を発行をするように努めております。不納欠損についてであります。先ほどちょっと明細を不納欠損調書という形で配らせていただきました。それに基づいて説明をしていきたいと思っております。

不納欠損の総額は、先ほど現年、過年分けて言いましたけど、合計の欄へ出ていると思っておりますが、1,183万2,753円、現年、過年合わせていたしました。件数にして481件。この件数は1年に8期ありますが、1年

間まるごと滞納したら8件になります。そういう数字であります。消滅時効の完成によるものが271件、690万8,553円です。その次が執行停止による処分であります。3年間継続してまだ回復しないと、こういう3年経過したものが、そこに滞納の状況を種類別に上げているものであります。

まず財産がないというものが48件、97万8,243円、次に生活困窮のもの57件、116万3,316円、その次に所在不明、財産なしというものがありますが、これが25件、50万2,341円であります。その次が執行停止をして即時に処分したものは即時いうところへ載せている分ですが、財産なし80件、228万300円あります。不納欠損の処分の内容は以上であります。これは現年、過年含めた数字であります。

続きまして、決算書のページ157、158をごらんをいただきたいと思えます。11款の諸収入、1項の延滞金、加算金及び過料であります。いわゆる延滞金ですが、調定額が68万2,700円、収入済額は同額であります。次に、3項の雑入、1節の滞納処分費であります。これはありません。

その次に、歳出になりますが、159、160ページに2項の徴税費として載せておりますが、これらは納税組合の報償金や還付金、その他納付書の印刷等の一般事務費であります。

以上で説明を終わります。

○山本委員長 それでは、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[質疑なし]

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後3時28分 休憩

午後3時29分 再開

~~~~~○~~~~~

○山本委員長 再開いたします。

続いて、認定第3号、平成18年度安芸高田市老人保健特別会計決算の認定についてを議題といたします。

所管部長から概要説明を求めます。

廣政福祉対策推進部長。

○廣政福祉対策推進部長 それでは、老人保健特別会計の決算の概要についてご説明を申し上げます。

平成18年度決算につきましては、歳入が53億7,207万9,000円、歳出が53億8,771万2,000円で、差し引き1,563万3,000円の赤字となりました。また前年度からの繰越金3,404万4,000円を差し引いた単年度収支につきましても4,967万7,000円の赤字となっております。平成18年度末現在の老人保健加入者数につきましては6,776人で、前年度と比べまして308人の減となっておりますが、これにつきましては、平成14年10月の制度改正によります対象年齢が70歳から75歳に引き上げられましたが、既に老

人保健の対象となっていた方につきまして5年間の経過措置の中で75歳到達までは老人保健の対象としていたため、5年が経過する本年10月からは逆に年々増加に転ずるものと見込んでおるところです。

医療費につきましては、総額が58億5,295万7,000円を給付しまして、前年度に比べまして2億7,933万6,000円、3.6%の減となり、また老人1人当たりの医療費につきましても0.2%減少しております。引き続き、国保と同様、医療費の適正化と生活習慣病の予防対策に重点を置いた施策を講じてまいりたいと考えております。

詳細につきまして、担当課長の方からご説明を申し上げます。

○山本委員長

武岡保健医療課長。

○武岡保健医療課長

それでは、歳入の方から説明を申し上げます。

決算書の177ページ、178ページをお願いします。まず1款の支払い基金交付金、1目の医療費交付金でございますが、現年度分といたしまして28億6,624万6,000円の収入済額でございます。これは医療費の52%を支払い基金の方から交付金として受けるものでございます。過年度分についてはございません。次に、2目の審査支払手数料交付金につきましては、現年度分が2,090万円でございます。これはレセプト審査支払いの手数料でございます。過年度分につきましては44万6,211円で、過年度分の精算分です。

次に、2款の国庫支出金、1目の医療費負担金、1節の現年度分でございますが、15億7,347万8,636円でございます。これにつきましては、医療費の31.95%を国庫の方で負担いただくものです。過年度分につきましては2,592万9,810円でございます。

次に、3款の県支出金、1目の医療費負担金でございます。1節の現年度分が3億9,864万4,784円で、医療費の8%を県の方でご負担をいただいております。2節の過年度分につきましては495万957円です。

次に、4款の繰入金、1目の一般会計繰入金ですが、4億4,255万8,000円の収入済額でございます。これにつきましては、市の負担としまして医療費の8.05%プラス補助対象外経費につきましても負担をいただくようになっております。

次に、5款の繰越金、1目の繰越金です。3,404万4,499円でございます。雑入につきましては487万9,920円ということでございまして、内訳は次の179ページをごらんをいただきたいと思います。雑入の1目第三者納付金でございます。475万7,424円で、交通事故等に係ります第三者行為分の納付金でございます。2目の返納金でございますが、12万2,496円で、県の指導監査等によって不適切事例があったということでの返納です。

それでは、歳出につきましては主要施策の説明書の方で説明させていただきます。

190ページをお願いします。総括的なところにつきましては、冒頭部長が申し上げましたが、この老人保健制度につきましては昭和58年の2

月以来、制度施行がなされてきましたが、ご案内のとおり昨年の行政改革関連法案の成立で来年4月からは老人保健に成りかわる後期高齢者医療が始まるというところで、現在、広域連合を設立してスムーズな制度移行に向けて準備を鋭意進めておるところです。医療費総額は冒頭部長が申しあげましたので、割愛させていただきます。年間医療費につきましては、老人1人当たり86万3,777円になっておりまして、対前年比で見れば0.2%のダウンでございます。これにつきましては、対象年齢の引き上げに伴う受給者の減、それと18年の4月に診療報酬が改定をされまして、3.16%引き下げられたといったところが要因として掲げられると思っております。さらに申しあげますと、私どもの方も医療費の適正化ということでの取り組みで専門知識を備えたレセプト点検というところで強化をしておるところです。

まず1の老人保健加入の状況ですが、国保から各保険を合わせますと約6,800名の方が年度末ではございますが、加入されておられるということでございます。それと診療別の老人医療費の推移につきましては、各年度それぞれ示しておりますが、医療費の合計、一番下の下段ですが、18年度におきましては対前年95.4%ということで、4.6%下がったというところなんです。

今後の課題等でございますが、やはり生活習慣病対策を強化をすることでも必要でありますし、20年の4月からの新しい制度へのスムーズな移行に向けて取り組みを強化をしていく必要があると考えております。

以上で説明を終わります。

○山本委員長

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後3時39分 休憩

午後3時40分 再開

~~~~~○~~~~~

○山本委員長

再開いたします。

続いて、認定第4号、平成18年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定についてを議題といたします。

所管部長から概要説明を求めます。

廣政福祉対策推進部長。

○廣政福祉対策推進部長

それでは、平成18年度の安芸高田市におきます介護保険特別会計の決算の概要をご説明申し上げます。

決算額につきましては、歳入決算額32億8,275万8,000円、歳出決算額31億2,918万9,000円、歳入歳出差し引き残額につきましては1億5,356万9,000円となりました。繰越金が1億5,300万円余りとなっておりますけ

ども、繰越明許費に係ります繰り越し財源、未還付の保険料、国、県負担金返還金など平成19年度に支出すべき財源を差し引きますと、純繰越額につきまして8,300万余りとなります。

平成18年度におきまして第3期の介護保険事業計画の初年度でありましたが、平成18年のさまざまな制度改正が第3期事業計画での予測を超える状況がありまして歳入歳出とも事業計画と異なる状況となりました。保険運営におきましては、平成18年度末現在、65歳以上の第1号被保険者1万753人、要支援、介護認定者2,422名、居宅サービス利用者1,299名、地域密着型サービス利用者33名、施設サービス利用者501人という状況であります。保険給付で見ますと、居宅介護サービス費10億6,100万円、介護予防サービス1億3,300万円、地域密着型サービス費が9,800万円、施設サービス費の14億3,800万円で、施設サービス費が53%を占め施設利用が大きい実態をあらわしております。

平成18年度から介護保険特別会計に組み入れました地域支援事業につきましては、介護保険法の地域包括支援センターを直営で運営しまして、介護予防事業のケアマネジメント、高齢者の総合相談事業、高齢者の権利擁護、包括的、継続的ケアマネジメントなど、在宅高齢者の生活安定のための必要な支援を行ってきたところであります。決算額で見ますと7,200万円余りになるところであります。しかしながら、皆様方からご心配をいただきますように全国の実態といたしまして、新予防給付、つまり要支援1、2の認定者のケアマネジメントに職員も忙殺されてきて十分な本来機能を果たしてきたとは言えない状況です。

こうした中で、平成18年度は老人保健施設、介護療養型医療施設におきまして入所者の減少が起こりまして、在宅へのシフトが始まったところですが、また医療制度改革によります療養病床の再編も予定されております。今後は、介護保険制度改革や医療制度改革の趣旨であります介護予防、在宅支援を進めるため、訪問・通所系サービスやグループホームなどの地域密着型サービスを充実し、地域包括支援センター体制を充実して高齢者の在宅生活を支えるサービスを推進してまいりたいと考えております。

要点につきまして、担当課長の方からご説明します。

○山本委員長

関係課長から要点の説明を求めます。

沖野高齢者福祉課長。

○沖野高齢者福祉課長

それでは、介護保険特別会計につきまして、決算書及び主要施策の成果に関する説明書によりご説明をいたします。

まず歳入の説明を決算書でさせていただきたいと思っております。決算書の195、196ページをお願いします。保険料につきましては、平成18年度から平成20年度までの第3期介護保険事業計画期間中の保険料基準額を月額4,400円とし、保険財政を運営しております。現在県内の保険料の加重平均は月額4,444円で、ほぼ県内水準となっております。

款の1の保険料のうち、節の1現年度分特別徴収保険料でございます

が、これは65歳以上高齢者の保険料のうち年金から天引きをさせていただいている保険料です。調定額が4億7,309万596円、収入額が4億7,371万2,904円で未還付額は62万2,308円となっております。節の2の普通徴収の保険料は年金天引き以外の方の保険料で、調定額5,608万2,216円、収入額5,192万5,412円で、収入未済額が419万8,956円、154人分となっております。

なお、収入額には未還付額4万2,152円が含まれております。

節の3の滞納繰越分普通徴収保険料は、調定額573万7,092円、収入額43万3,696円、保険料2年の時効に伴います不納欠損額237万8,132円、これは不納欠損額は78人分で374期分になります。差し引きの収入未済額が292万5,264円、収入未済が126人分になります。

大変申しわけございませんが、ここで主要施策の192ページをお開きいただければと思います。主要施策の192ページに過去3カ年の保険料収納状況を載せております。平成18年度の収納率は現年度分の特徴が100%、普徴が92.5%、滞納繰越分の普徴が7.6%、保険料の合計では98.3%でございます。収納率は、ここ3年ほぼ横ばいで維持をしております。保険料の徴収につきましては、今後とも努力をしてみたいと考えております。

なお、保険料未納者に対します給付制限等の措置ですが、年度末現在、償還払い化、つまり一たん全額をご本人さんに支払っていただく償還払い化を2件、給付率を9割から7割へ減額している件数3件、合計5件の措置をとっております。

申しわけございません、決算書の195ページへお戻りください。195ページの款の2の使用料及び手数料につきましては、収入がございませんでした。款の3の国庫の支出金、項の1国庫負担金、目の1介護給付費負担金は介護給付費に対する国の負担で、居宅サービスに対する費用を約20%、施設サービスに対する費用を約15%の負担率で国が給付をしてくれます。項の2番の国庫補助金、目の1番の調整交付金は保険給付費に対する国の負担で、基本的に5%を保険者の特別事情により調整して交付してくれるものです。目の2番、地域支援事業交付金（介護予防事業）は、平成18年度から始まりました地域支援事業のうちの介護予防事業に対する交付金で、基本額に対しまして25%の交付率で交付をしてくれています。目の3の地域支援事業交付金（包括的支援事業、任意事業）も18年度から始まりました地域支援事業のうち包括的支援事業、任意事業に対する交付金で、基本額に対しまして40.5%の交付率で交付をしてくれます。目の4介護保険事業費補助金は、制度改正に伴いますシステムの改修補助金で、基本額に対しまして50%の補助率で交付をしてくれます。一般管理費の介護保険のシステム改修に充当しました。

なお、収入未済額は平成20年度の後期高齢者医療制度新設に伴うシステム改修分で、繰越明許に対する未収特財でございます。

款の4支払基金交付金、項の1支払基金交付金、目の1介護給付費交

付金は、40歳から64歳までの第2号被保険者分の保険料でございまして、介護給付費の31%部分を交付してくれます。

次のページをお願いします。目の2の地域支援事業交付金は、地域支援事業に対する第2号被保険者負担部分でございまして、地域支援事業のうち介護予防事業に対するもののみ交付をしてくれまして、介護予防事業の基本額に対しまして31%の負担率で交付をしてくれます。

款の5番、県の支出金、項の1県負担金、目の1介護給付費負担金は、介護給付費に対しまして県の負担で、居宅サービス費につきましては12.5%、施設サービス費につきましては17.5%の負担率でございまして。項の2番の財政安定化基金支出金につきましては収入がございませんでした。項の3番の県の補助金、目の1番の地域支援事業交付金介護予防事業は、地域支援事業のうち介護予防事業に対する県の補助で、介護予防事業の基本額に対しまして12.5%の交付率で交付をしてくれます。目の2番の地域支援事業交付金（包括的支援事業、任意事業）は、地域支援事業のうち包括的支援事業、任意事業に対する県の補助で、基本額に対しまして20.25%の交付率で交付をしてくれます。目の3の県の補助金は収入がございませんでした。

款の6番、財産収入につきましては、介護給付費準備基金の利息でございまして。

款の7番、寄附金につきましても収入がございませんでした。

款の8番、繰入金、項の1番、基金繰入金につきましても収入がございませんでした。項の2番、一般会計繰越金、目の1番、介護給付費繰越金は介護給付費に対する市の負担で、介護給付費の12.5%部分でございまして。

次のページ、199、200ページをお願いします。目の3番、地域支援事業繰入金（介護予防事業）は、地域支援事業のうち介護予防事業に対する市の負担で、介護予防事業費の12.5%部分でございまして。目の3番の包括的支援事業、任意事業は、包括的支援事業、任意事業に対する市の負担で、事業費の20.25%部分でございまして。目の4番、その他一般会計繰入金、節の1番、総務管理費繰入金は介護保険の一般事務費用に対する繰入金で、支出で申しますと総務管理費に充当をしております。節の2番、徴収費繰入金は、介護保険料の徴収に要する費用に対する繰入金でございまして。節の3番、事務費繰入金は、介護認定審査会、介護認定事務に要する繰入金で、審査会経費、認定調査等費に充当をしております。このように介護保険特別会計におきましては、介護給付費以外の費用につきましても一般会計が負担をしていただくという仕組みになっております。

款の9番、繰越金につきましては、平成17年度からの繰越金でございまして。

款の10番、諸収入の項の1番、延滞金加算金及び過料につきましては収入がございませんでした。項の2番、預金利子につきましても収入が

ございませんでした。項の3番、雑入、目の1番、滞納処分費につきましても収入がございませんでした。目の3番、雑入、節の1番、雑入につきましては、情報提供におけるコピー代でございます。

続きまして、歳出をお願いいたします。

歳出は、決算書の201ページ、202ページを最初をお願いいたします。款の1番の総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費は、介護保険の一般事務費でございます。支出済額4,479万6,021円、繰越明許費403万2,000円、不用額138万2,979円の決算でございます。繰越明許費は平成20年4月の後期高齢者医療制度の発足に伴います介護保険システム改修費でございます。介護保険のこの一般管理費の内容は、介護保険の運営に要する職員人件費7名分、そして平成18年度介護保険制度改正に伴うシステム改修の委託料など一般管理に要する費用でございます。項の2番の徴収費は介護保険料の徴収費用でございます。

項の3番の介護認定審査会費、目の1番、介護認定審査会費は、介護認定審査会の運営に必要な経費でございます。支出済額638万4,546円でございますが、支出の主なものとしたしましては、審査会委員さんの報酬でございます。目の2番、認定調査等費でございますが、これは要介護認定に要する経費で、支出済額2,495万8,578円の決算でございます。主なものとしたしましては、2名の非常勤特別職の認定調査員報酬と主治医意見書作成委託料及び市内の各ケアマネージャー事務所へ認定調査を委託しておりますが、その認定調査委託料でございます。新規の申請と変更申請及び施設入所者の一部を市の認定調査員が受け持っております。

保険給付費と地域支援事業費につきましては、主要施策において説明をさせていただきます。主要施策の192ページをごらんください。まず192ページ、(4)受給者の状況でございます。アの居宅介護、介護予防サービス受給者数につきましては、年度末現在1,299名が在宅でサービスを受けておられます。前年度と比較いたしますと、まず平成18年度は要支援2が新たに生まれ、要介護1の方が大きく減少しております。これは平成18年度に認定区分の変更がございまして、それまでの17年度までの要介護1の方が要支援の2と要介護の1に分かれたことによるものです。また要支援1から要介護1までの軽度者の利用が減少し、要介護2から要介護4までの中度、重度の在宅サービスの利用の方がふえております。軽度者減少の原因は、要支援1、2の方が利用される介護予防サービスの内容が制度改正により変わったことによってサービスの利用低下を招いたことがあると分析をしております。具体的には、予防の観点から軽度者には利用できなくなったサービスが生じております。また軽度者が利用される一部サービスにつきましては、1カ月の包括報酬となったため利用者負担金が丸々1カ月分かかり、実質利用者負担が高くなり、サービスの利用の低下を招いたというふうにも分析をしております。中度、重度者の増加は、施設サービス利用者の低下に反しまし

て在宅要介護者がふえておると分析を行っております。

下のイの地域密着型サービス受給者数は、これも平成18年度の制度改正により新たに位置づけられたものですが、認知症高齢者のグループホーム入所を中心に33名の方が利用されております。

193ページのウの施設介護サービス受給者数は、全体では500名程度の水準を過去3年間維持しております。しかし、平成17年度末に特別養護老人ホームかがやき、定員50名を整備したことを差し引きますと実質50人程度減少したこととなります。介護老人福祉施設、特別養護老人ホームにつきましては、特養かがきやの整備に伴いまして入所者が着実に伸びております。介護老人保健施設、老健につきましては、17年度対比23名入所者が減少しております。これは平成17年10月の食費、居住費の本人負担化、あるいは他市町村所在の施設、具体的に申しますと、北広島町にある老健あるいは安佐北区白木町にある老健への入所件数が具体的に減少しております。恐らくそちらの市町村の市民の方との入れかえが生じたものと考えております。

介護療養型医療施設につきましても、17年度対比で26名減少しております。これは医療制度改革に伴う療養病床の再編成がございます。これに先立ちまして施設が前もって介護から医療へ戻されたらと、こういうふうな動きが県下全体的にあっております。つまり病院そのものはありますが、今まで介護で入院をしていた病院が、前もって医療枠を確保するために制度改正より先んじて医療へ戻されたらと、介護入院から医療入院の施設へ戻されておるといふような動きが県下全域的に起こっておりますので、この一環が生じておるものというふうに理解をしております。具体的に申しますと、北広島町でございます介護療養型の医療機関がすべて医療型へ戻されて、そこへ入っておられる方がすべて介護保険から医療保険へ抜けられたらというふうな実態が生じております。

続きまして、(5) 保険給付の状況ですが、居宅介護サービス、要介護と認定された方が利用される在宅サービスのことでございますが、これにつきましては、制度改正によりまして介護予防サービスが分かれたため全体では減少しました。しかしながら、通所リハビリテーションはサービス提供事業所の新設に伴いまして増加をいたしました。また特定施設入居者生活介護、これは有料老人ホームや制度改正によりまして養護老人ホームで介護サービスを利用された場合に発生する費用ですが、これが有料老人ホームの入所者の増加や18年10月の養護老人ホームの制度改正に伴い増加をしております。

介護予防サービス、要支援と認定された方が利用される在宅サービスにつきましては、サービス利用者の伸び悩みによりまして事業計画に達しませんでした。この理由は、先ほど述べましたように、一部サービスが利用できなくなったこと、また一部サービスが包括報酬となり利用料負担がふえ、サービスの利用の低下を招いたものと分析をしております。

次のページ、194ページをお願いします。地域密着型サービス、認知

症高齢者のグループホームや認知症高齢者のデイサービスなどにつきましては、18年度指定予定の事業所が19年度にずれ込んだため事業計画に達しませんでした。施設介護サービスにつきましては、件数が介護老人福祉施設は伸びたものの、老健療養型、医療施設とも大きく落ち込んでおります。給付費につきましては、平成17年10月の食費、居住費の利用者負担化など3施設とも減少し、事業計画に達していません。高額介護サービス費につきましては、新たな低所得者段階の導入や事務の簡素化により大きく伸びております。

次に、地域支援事業ですが、これは平成18年の介護保険制度改正により新たに取り組んだものです。多くの事業を一般会計の老人福祉費などから特別会計に組み入れました。介護予防事業は、要支援とか要介護の状態に陥らないために認定前的高齢者に対して行います介護予防事業で、介護予防特定高齢者施策につきましては、全国的傾向として認定区分が厳し過ぎた点と認定に健診が必須条件であるため、ほとんど全国的に該当者が出ない結果となりました。当市におきましても72名の対象者を把握するにすぎませんでした。

195ページでございますが、72名の対象者のうち3名の方が通所型介護予防事業を利用されております。介護予防一般高齢者施策におきましては、介護予防の普及啓発としまして介護予防講座を116回開催し、また地域組織のリーダー養成を37回、地域住民グループ支援といたしまして市内のふれあいサロンに82団体に対しまして開催実績に応じまして助成をし、いきがいデイサービスといたしましては8,097人にサービス実施をしております。

包括的支援事業といたしましては、(4)総合相談支援として地域包括支援センターで年間221件の相談を受け、次のページの196ページをお願いいたします。地域包括支援センターの地域の相談窓口でもございます6つの在宅介護支援センターにおきましては地域の高齢者134名の実態把握を依頼し、5,269件の相談を受けていただいております。(5)権利擁護事業といたしましては、高齢者の権利擁護啓発のためパンフレット等を作成いたしております。(6)包括的・継続的ケアマネジメント支援事業といたしましては、市内のケアマネジャーへの技術指導支援といたしまして月1回の定例の協議会を開催し、連携・相談体制を整えております。また運営協議会は1回開催をいたしております。任意事業といたしましては、一番下の(ア)家族介護教室を各在宅介護支援センターに委託しまして6回開催し、要介護3以上の高齢者を在宅で介護しておられる家族に月額5,000円分の介護用品引きかえ券を支給します家族介護用品支給事業といたしまして、年度末現在200名の介護者に支給をいたしております。

197ページですが、徘徊高齢者家族支援サービスとして、徘徊される認知症高齢者への位置探査システムを、済みません、ここへミスプリントがございます。3件申請がございましたが、給付の方を1件取り下げ

られまして、利用者2名になっております。18年度利用者数「3」を「2」に訂正いただきたいと思っております。3件申請がございましたが、1件取り下げられまして、18年度末2名の利用でございます。金額は動きません。その他事業といたしましては、要介護3以上の高齢者を在宅で介護しておられる市民税非課税の家族に月額5,000円の家族介護手当を年度末現在37名に支給をし、そのほか住宅改修の支援事業等も実施をいたしております。

今後の課題及び成果でございますが、先ほど申しますように、市内の施設も伸びない、その中で高齢者の平均寿命が延びてくる中で在宅のサービスを充実をして、在宅の支援をしっかりと行っていく必要があるかと考えております。また部長から申しましたように、地域で身近にサービスを受けられる地域密着型の施設も充実をしていく必要があると考えております。以上でございます。

○山本委員長 質疑があるようでしたらここで休憩をとりたいと思っておりますが、質疑ありますか。

[はいの声あり]

それでは、休憩後に質疑をとりたいと思っております。

ここで4時20分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後4時09分 休憩

午後4時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○山本委員長 再開いたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

今村委員。

○今村委員 2点ほどお伺いします。

介護予防のサービス給付の関係ですが、居宅介護サービスで対前年比で件数で8,699件減り、費用も前年比から83.3%という形になっております。そのかわり介護予防サービスで新たに件数が計上されてそして費用も計上されておるわけです。それでこれも新たに地域密着型の介護予防のサービスの関係で認知症の対応がされておりますが、総件数で対前年比89%という状況になっておるわけです。それで実際にその関係から総括はされておりませんが、費用の減をどう見るかの問題でございます。要支援1、2の負担増によるというのが私は大きな主眼ではなかろうかと18年度は思いますが、この件を事務局は介護予防によるものもあるかもしれないと書かれておりますが、実際にどういう感覚でおられるのか。2点目は、施設介護のうち老人保健施設、それから療養型の医療保険施設への転換が実際には市内でどのぐらいになったのか、そしてその影響を今後どう見るのか、そこら辺についてのご考察があればお伺いをしたいと思います。

○山本委員長 答弁を求めます。

沖野高齢者福祉課長。

○沖野高齢者福祉課長 第1点の介護保険給付費の費用減の原因を担当部署としてどう考えているかということですが、まず第1点は、やはり施設給付サービス費が大きく落ち込んだことによるものが一番大きなものであると考えております。内容としましては、食費、居住費が本人負担に回ったこと、そして実際に入所者が大きく老健、療養型を中心に減少したことによるものが一番大きなものであると考えております。

第2点目として、在宅サービスにつきましては、委員さんご指摘がありましたように、要介護の方につきましては、在宅へおられる高齢者がふえた関係で要介護の方が使われる居宅介護サービス費については事業計画よりは少し伸びてきたと考えております。しかしながら、ご指摘がありました要支援1、2の方が使われる介護予防サービス費は大きく減少しております。これはご指摘のとおり1つには、利用者負担が非常に負担増という形にとらえられたというのがあると、ケアマネジメントをしております立場からも理解はしております。以上でございます。

それと第2点目の施設サービス費の関係ですが、療養型病床のこの市内の転換の部分ですが、療養型病床、市内につきましては現在転換はされておられません。現在、医療制度改革によりますと、平成23年度末までに介護療養型病床はすべて転換をする方向になっております。転換先は介護保険施設、例えば老健とか有料老人ホーム、特養等が中心になっておりますが、その方向へどういうふうに移換されるかというのを現在、各医療機関の方で検討をされておまして、まだ医療機関の最終判断を聞いておりませんが、老健への転換をされる施設がかなりあるというふうに移換段階では聞かせていただいております。以上です。

○山本委員長 ほかに質疑ありませんか。

杉原委員。

○杉原委員 1点だけ聞きます。

この主要施策に関する説明書について、196ページの上の段から2番目のウの在宅介護支援センター事業は、17年と18年で相談件数が30件ほどことし少ないが、事業費が1,500万から違うわけですが、この事業の内容というのは去年とことしとどのように違って事業費がこれだけ違うのかということをお尋ねします。

○山本委員長 それだけですか。

○杉原委員 1点です。

○山本委員長 それでは、答弁を求めます。

沖野高齢者福祉課長。

○沖野高齢者福祉課長 平成18年度の介護保険制度改正の中で地域包括支援センターというのができました。地域包括支援センターという新しい組織は、これまでの在宅介護支援センターの機能の一部を地域包括支援センターに持ってきたものでございます。ですから平成17年度の在宅介護支援センターの委託事業の中には現在の地域包括支援センターが担っている事業の部分

がかなりの部分がございまして、委託料がかなり高くなっておりました。この委託料を受け持っていただく事業に応じまして減額をさせていただいております。

なお、この減額基準単価につきましては、18年度、各地域ランチとして在宅介護支援センターに委託を出す場合の委託基準額を県の意見を聞きながら設定をさせていただきました。以上です。

○山本委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

金行委員。

○金行委員 1点お聞きします。

194ページの在宅サービスの関係で、18年は介護の要支援1、2が導入される年で、いろいろサービスも変わり、予算も非常に変わって決算もこのように出ていますけど、軽度の利用者の負担が一部定額化とされましたよね、あの年に。いろいろな利用者が控えた分があるか、この定額化というのは予防保全ということでしたのでこういう結果が出たのか、今後の状況を見ていくということですが、その点はどう考えておられるのか、1点お聞きします。

○山本委員長 答弁を求めます。

沖野高齢者福祉課長。

○沖野高齢者福祉課長

金行委員さんご指摘のように、18年度に予防の考え方で一部サービスが定額化をされました。それはホームヘルプサービスであったり、デイサービスであったりします。その考え方を国から聞かせていただいておりますのは、介護予防としてホームヘルプサービス、デイサービスを受ける場合は1カ月出来高で1回行ったらこれだけという考え方よりは、この人は1カ月何回がよろしいというさまざまなマネジメントを組んで、そのマネジメントを事業所と本人さんとケアマネージャーの中で一緒になって考えて一人一人組む中で、1カ月の定額報酬とした方が安定的あるいは事業所として効果的にサービスが提供できるというふうな考え方で1カ月の定額報酬にされたというふうに聞いております。1カ月の定額報酬になりますと、その1割が定額負担となりますので、1回利用されても5回利用されても1カ月の定額負担となり、結果的にそのことが利用者の利用の敬遠を招いたと。結果的にそういう結果が出てきた面が実際にあったというふうには保険者として理解をしております。以上です。

○山本委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

質疑がないようございますので、これをもって質疑を終了いたします。

続いて、認定第5号、平成18年度安芸高田市介護サービス特別会計決算の認定についてを議題といたします。

所管部長から概要説明を求めます。

廣政福祉対策推進部長。

○廣政福祉対策推進部長 決算では215ページになると思います。安芸高田市の介護サービス特別会計決算の概要の説明をいたします。

平成18年度安芸高田市介護サービス特別会計の決算につきましては、歳入決算額1,576万7,000円、歳出決算額1,396万3,000円、歳入歳出差し引き額180万4,000円となりました。平成18年度の介護保険制度の改正によりまして、地域包括支援センターが担います予防給付のケアマネジメント、つまり要支援1、2の認定者のケアマネジメントを行う事業所勘定の特別会計の決算でございます。平成18年度末現在といたしまして、要支援1、2認定者数は750名、ケアプラン契約者数が529名、サービス利用者425名、サービス利用率57%という状況であります。今後も予防サービスの適正な利用に向け支援を行ってまいりたいと考えております。

詳細につきまして、担当課長の方からご説明申し上げます。

○山本委員長 関係課長からの要点説明を求めます。

沖野高齢者福祉課長。

○沖野高齢者福祉課長 歳入歳出につきまして、こちらは決算書の方で説明をさせていただきたいと思っております。

決算書の221ページ、222ページをお願いいたします。決算書、歳入でございますが、款の1サービス収入でございます。こちらが要支援1、2の認定者のケアプランを作成あるいは管理する介護報酬、国保連合会から入ってくる介護報酬でございます。月額4,000円が基準になっております。

款の2番の繰入金、一般会計からの繰越金でございますが、これは一般会計からの事業費繰り入れでございます。

続きまして、次のページ、歳出をお願いいたします。223ページ、224ページでございます。款の1の総務費の目の1一般管理費につきましては、職員人件費1名分でございます。

款の2番、サービス事業費、目の1番、介護予防支援事業費につきましては、こちらが要支援1、2の認定者のケアプランを作成・管理する事業経費でございます。主なものといたしましては、ケアプランの作成を外部の居宅介護支援事業所に委託している委託料、13から支出をしておるわけでございますが、そこらが決算の一番大きなものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○山本委員長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

以上をもって本日の決算審査特別委員会を終了いたし、散会いたします。

次回は、明2日午前10時に再開いたします。ご苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午後4時35分 散会